

第 8 章 その他

8-1 盛土規制法に関する許可申請書等提出先

各種申請書及び届出書等の提出先は、書類によって異なりますので「8-2 提出先・提出部数一覧」を参照ください。

許可申請に係る事前協議及び問合せは、県土木部監理課盛土対策室へご連絡ください。
 ※ 長島町においては、受付を含む全ての許可業務などを、県からの権限移譲により実施することとしています。

長島町内の工事に係る事前協議及び問合せは、長島町建設課へご連絡ください。

【審査・許可】

■ 長島町を除く市町村における工事許可等		
鹿児島県土木部監理課 盛土対策室	電話番号	099-286-3695
	所在地	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
■ 長島町における工事許可等		
長島町建設課	電話番号	0996-86-1132
	所在地	〒899-1498 出水郡長島町鷹巣 1875 番地 1

【許可申請等窓口】

市町村		郵便番号	所在地	電話番号
鹿屋市	都市政策課	893-8501	鹿屋市共栄町 20-1	0994-31-1130
枕崎市	建設課	898-8501	枕崎市千代田町 27	0993-76-1218
阿久根市	都市建設課	899-1696	阿久根市鶴見町 200	0996-73-1196
出水市	建設政策課	899-0292	出水市緑町 1-3	0996-63-4063
指宿市	都市・海岸整備課	891-0497	指宿市十町 2424	0993-22-2111 (内線 362)
西之表市	建設課	891-3193	西之表市西之表 7612	0997-22-1118
垂水市	土木課	891-2192	垂水市上町 114	0994-32-1386
薩摩川内市	都市整備課	895-8650	薩摩川内市神田町 3-22	0996-22-8115 (内線 3421)
日置市	建設課	899-2501	日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-273-8871
曾於市	まちづくり推進課	899-8692	曾於市末吉町二之方 1980	0986-76-8874
霧島市	都市計画課	899-4394	霧島市国分中央 3-45-1	0995-64-0908
いちき串木野市	都市建設課	899-2192	いちき串木野市湊町 1-1	0996-21-5153
南さつま市	建設維持課	897-8501	南さつま市加世田川畑 2648	0993-76-1620
志布志市	建設課	899-7192	志布志市志布志町志布志 2 丁目 1 番 1 号	099-472-1111

市町村		郵便番号	所在地	電話番号
奄美市	都市整備課	894-8555	奄美市名瀬幸町 25-8	0997-52-1121
南九州市	都市政策課	897-0392	南九州市知覧町郡 6204	0993-83-2511
伊佐市	都市整備課	895-2701	伊佐市菱刈前目 2106	0995-26-1101
始良市	都市計画課	899-5492	始良市宮島町 25	0995-66-3407
三島村	経済課	892-0821	鹿児島市名山町 12-18	099-222-3141
十島村	地域振興課	892-0822	鹿児島市泉町 14-15	099-222-2101
さつま町	建設課	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2	0996-26-1826
湧水町	まちづくり推進課	899-6192	始良郡湧水町中津川 603 番地	0995-74-3111 (内線 3115)
大崎町	建設課	899-7305	曾於郡大崎町假宿 1029	099-476-1111 (内線 152)
東串良町	建設課	893-1693	肝属郡東串良町川西 1543	0994-63-3126 (内線 235)
錦江町	建設課	893-2392	肝属郡錦江町城元 963	0994-22-3033
南大隅町	建設課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北 226	0994-24-3129
肝付町	企画調整課	893-1207	肝属郡肝付町新富 98	0994-65-8422
中種子町	建設課	891-3692	熊毛郡中種子町野間 5186	0997-27-1111
南種子町	建設課	891-3792	熊毛郡南種子町中之上 2793-1	0997-26-1111
屋久島町	建設課	891-4292	熊毛郡屋久島町小瀬田 849-20	0997-43-5900
大和村	建設課	894-3192	大島郡大和村大和浜 100	0997-57-2142
宇検村	建設課	894-3392	大島郡宇検村湯湾字下朝戸 915	0997-67-2214
瀬戸内町	建設課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋字船津 23	0997-72-1197
龍郷町	建設課	894-0192	大島郡龍郷町浦 110	0997-69-4521
喜界町	まちづくり課	891-6292	大島郡喜界町湾 1746	0997-65-3691
徳之島町	建設課	891-7192	大島郡徳之島町亀津 7203	0997-82-1155
天城町	建設課	891-7692	大島郡天城町大字平土野 2691-1	0997-85-5242
伊仙町	建設課	891-8293	大島郡伊仙町伊仙 1842	0997-86-3100
和泊町	土木課	891-9192	大島郡和泊町和泊 10	0997-84-3520
知名町	建設課	891-9295	大島郡知名町知名 1100 番地	0997-84-3161
与論町	建設課	891-9301	大島郡与論町茶花 1418-1	0997-97-4928

8-2 提出先・提出部数一覧

各申請・届出により提出先や提出部数が異なりますので、下表を参考に手続を行ってください。

電子申請について

「※」の記載がある書類については、電子申請システムを活用した申請も可能です。

電子申請を行う場合の提出部数は、1部となります。

詳細は、鹿児島県ホームページをご覧ください。

8-2-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事等の提出書類

書類名	提出先	部数	添付図書
(事前協議を行う場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の事前協議書 [参考様式第1] ⇒「5-4 1 事前協議に必要な添付図面等」参照	県	1部	⇒「5-4 2 添付書類」参照
(許可を申請する場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書 [国様式第2] ⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照	市町村 ・ 県	3部	⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照
(許可工事を中止・再開・廃止する場合) 工事中止(再開、廃止)届出書 [県細則第5号様式] ⇒「5-14 許可工事の中止・再開・廃止」参照	県	2部	・許可証(原本) ・防災措置に関する書類 ・緊急時連絡体制表 ・図面関係 (①現況平面図、②現況断面図、 ③防災措置平面図、④防災措置詳細図) ・写真関係 (①着工前と廃止時の全景写真 ②施工箇所の写真 ③防災措置の施工写真)
(工事に着手する時) 工事着手届出書 [県細則第4号様式] ※電子申請可能 ⇒「5-16 工事着手届」参照	県	2部	・標識の設置状況写真 ・工事工程表 ・緊急時連絡体制表 ・防災計画書(1ha以上)
(変更許可申請を行う場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書 [国様式第7] ⇒「5-17-1 変更許可が必要な事項」参照	市町村 ・ 県	3部	・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図

書類名	提出先	部数	添付図書
(軽微な変更を行う場合) 軽微な変更の届出書 [県細則第9号様式] ※電子申請可能 ⇒「5-17-2 変更届出が必要な軽微な変更事項」参照	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図
(中間検査を申請する場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書 [国様式第13]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の平面図 ・工事の施行状況を確認することができる写真 ・その他知事が必要と認める図面等
⇒「5-18-1 中間検査」参照			
(完了検査を申請する場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書 [国様式第9]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の平面図 ・工事の施行状況を確認することができる写真 ・その他知事が必要と認める図面等
⇒「5-18-2 完了検査等」参照			
(一部完了検査を申請する場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書 [県細則第12号様式]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の平面図 ・工事の施行状況を確認することができる写真 ・その他知事が必要と認める図面等
⇒「5-18-3 工事の一部完了検査の申請」参照			
(定期報告を行う場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書 [県細則第14号様式] ※電子申請可能	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・報告の時点における工事の施行状況を確認することができる写真
⇒「5-18-6 定期報告」参照			
(区域指定時着手工事の届出を行う場合) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書 [国様式第15]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真(※「6-1 土地の形質変更の場合」に規定する工事の規模の場合のみ提出)
⇒「6-1 土地の形質変更の場合」参照			

書類名	提出先	部数	添付図書
(区域指定時着手工事の変更届出を行う場合) 宅地造成等に関する届出工事の変更届出書 [県細則第 16 号様式] ※電子申請可能	県	2 部	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図
⇒「6-5 変更届出書についての留意点」参照			
【特定盛土等規制区域】 (特定盛土等に関する工事の届出を行う場合) 特定盛土等に関する工事の届出書 [国様式第 19]	市町村 ・ 県	2 部	⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照
⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照			
【特定盛土等規制区域】 (特定盛土等に関する工事の届出に係る変更届出を行う場合) 特定盛土等に関する工事の変更届出書 [国様式第 21]	県	2 部	<ul style="list-style-type: none"> ・特定盛土等に関する工事の届出書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図
⇒「4-3-2 変更の届出」参照			
【特定盛土等規制区域】 (特定盛土等に関する工事の届出に係る完了届出書を提出する場合) 届出工事に関する完了届出書 [県細則第 18 号様式]	県	2 部	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行状況を確認することができる写真 ・その他知事が必要と認める図面等
⇒「5-18-2 完了検査等」参照			

8-2-2 土石の堆積に関する工事等の提出書類

書類名	提出先	部数	添付図書
(事前協議を行う場合) 土石の堆積に関する工事の事前協議書 [参考様式第2]	県	1部	⇒「5-4 2 添付書類」参照
⇒「5-4 1 事前協議に必要な添付図面等」参照			
(許可を申請する場合) 土石の堆積に関する工事の許可申請書 [国様式第4]	市町村 ・ 県	3部	⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照
⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照			
(許可工事を中止・再開・廃止する場合) 工事中止(再開、廃止)届出書 [県細則第5号様式]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可証 (原本) ・ 防災措置に関する書類 ・ 緊急時連絡体制表 ・ 図面関係 (①現況平面図、②現況断面図、 ③防災措置平面図、④防災措置詳細図) ・ 写真関係 (①着工前と廃止時の全景写真 ②施工箇所の写真 ③防災措置の施工写真)
⇒「5-14 許可工事中止・再開・廃止」参照			
(工事に着手する時) 工事着手届出書 [県細則第4号様式] ※電子申請可能	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標識の設置状況写真 ・ 工事工程表 ・ 緊急時連絡体制表 ・ 防災計画書 (1ha 以上)
⇒「5-16 工事着手届」参照			
(変更許可申請を行う場合) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請書 [国様式第8]	市町村 ・ 県	3部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土石の堆積に関する工事の許可申請書に準ずる (変更に係る図書のみ) ・ 変更対照図
⇒「5-17-1 変更許可が必要な事項」参照			
(軽微な変更を行う場合) 軽微な変更の届出書 [県細則第9号様式] ※電子申請可能	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土石の堆積に関する工事の許可申請書に準ずる (変更に係る図書のみ) ・ 変更対照図
⇒「5-17-2 変更届出が必要な軽微な変更事項」参照			

書類名	提出先	部数	添付図書
(土石の堆積に関する工事の確認を申請する場合) 土石の堆積に関する工事の確認申請書 [国様式第 11]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の平面図 ・工事の施行状況を確認することができる写真 ・その他知事が必要と認める図面等
⇒「5-18-2 完了検査等」参照			
(定期報告を行う場合) 土石の堆積に関する工事の定期報告書 [県細則第 15 号様式] ※電子申請可能	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・報告の時点における工事の施行状況を確認することができる写真
⇒「5-18-6 定期報告」参照			
(区域指定時着手工事の届出を行う場合) 土石の堆積に関する工事の届出書 [国様式第 16]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真(※「6-1 土地の形質変更の場合」に規定する工事の規模の場合のみ提出)
⇒「6-1 土地の形質変更の場合」参照			
(区域指定時着手工事の変更届出を行う場合) 宅地造成等に関する届出工事の変更届出書 [県細則第 16 号様式] ※電子申請可能	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積に関する工事の届出書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図
⇒「6-5 変更届出書についての留意点」参照			
【特定盛土等規制区域】 (土石の堆積に関する工事の届出を行う場合) 土石の堆積に関する工事の届出書 [国様式第 20]	市町村 ・ 県	2部	⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照
⇒「5-5 許可申請又は届出に必要な書類」参照			
【特定盛土等規制区域】 (土石の堆積に関する工事の届出に係る変更届出を行う場合) 土石の堆積に関する工事の変更届出書 [国様式第 22]	県	2部	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の堆積に関する工事の届出書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図
⇒「4-3-2 変更の届出」参照			

書類名	提出先	部数	添付図書
【特定盛土等規制区域】 (土石の堆積に関する工事の届出に係る完了届出書を提出する場合) 届出工事に関する完了届出書 [県細則第 18 号様式]	県	2 部	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の施行状況を確認することができる写真 ・その他知事が必要と認める図面等
⇒「5-18-2 完了検査等」参照			

8-2-3 その他の届出の提出書類

書類名	提出先	部数	添付図書
(擁壁等に関する工事の届出を行う場合) 擁壁に関する工事の届出書 [国様式第 17] ※電子申請可能	県	2 部	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・土地の平面図 ・断面図
⇒「5-19-1 擁壁等を除去する工事の届出」参照			
(擁壁等に関する工事の変更届出を行う場合) 擁壁に関する工事の変更届出書 [県細則第 17 号様式] ※電子申請可能 ⇒「5-19-1 擁壁等を除去する工事の届出」参照	県	2 部	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁に関する工事の届出書に準ずる(変更に係る図書のみ) ・変更対照図
(公共施設用地の転用届出を行う場合) 公共施設用地の転用の届出書 [国様式第 18] ※電子申請可能	県	2 部	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図 ・土地の平面図
⇒「5-19-2 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出」参照			

8-3 適合証明書の発行（省令第88条）

建築基準法では、建築確認に際し、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。これを背景として、建築確認を求めるものに対し、各許可権者が証明書を発行する事務が定められています。建築主事に本適合証明書を提示することで、建築確認が円滑に進む可能性があります。

なお、本適合証明書は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず盛土等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。

具体的な交付対象と必要な添付書類は下表のとおりです。

また、交付の際には1件当たり手数料480円が必要となります。

政令第5条関係	
関係条項	添付書類
一号（鉱山保安法関係） 二号（鉱業法関係） 三号（採石法関係） 四号（砂利採取法関係）	各号に定める工事に該当することを証する書類
省令第8条関係	
関係条項	添付書類
一号（土地改良法関係） 二号（火薬類取締法関係） 三号（家畜伝染病予防法関係） 四号（廃棄物処理法関係） 五号（土壤汚染対策法関係） 六号（放射性物質汚染対策特措法関係） 七号（森林作業道等を整備する工事）	各号に定める工事に該当することを証する書類
九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えないもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況写真 ・ 位置図 ・ 地形図 ・ 土地の平面図 ・ 土地の断面図 ・ 求積図
十号 イ及びロ（土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が50cmを超えないもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況写真 ・ 位置図 ・ 地形図 ・ 土地の平面図 ・ 土地の断面図
十号 ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主となる本体工事の施工範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 ・ 現況写真 ・ 位置図 ・ 地形図

8-4 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

県では、標準処理期間を次のように定めています。

事務		標準処理期間(日)		
		市町村	県	計
土地の形質変更	工事の許可	6	30	36
	工事の変更の許可	6	30	36
	工事の完了検査		20	20
	工事の中間検査		8	8
土石の堆積	工事の許可	6	14	20
	工事の変更の許可	6	14	20
	除却の確認		20	20
法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付			5	5
盛土規制法調書の写しの交付			1	1

8-5 手数料

下表に示す許可申請等については、手数料の納付が必要となります。

8-5-1 許可申請手数料及び中間検査申請手数料

工事面積区分	土地の形質変更	土石の堆積	中間検査
500 m ² 以内	21,000 円	16,000 円	10,000 円
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	32,000 円	18,000 円	11,000 円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	44,000 円	21,000 円	12,000 円
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内	62,000 円	24,000 円	13,000 円
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	72,000 円	34,000 円	15,000 円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	96,000 円	37,000 円	16,000 円
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内	150,000 円	44,000 円	17,000 円
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内	228,000 円	58,000 円	23,000 円
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以内	354,000 円	78,000 円	37,000 円
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	498,000 円	114,000 円	53,000 円
100,000 m ² を超え	642,000 円	138,000 円	72,000 円

8-5-2 変更許可申請手数料

- 変更許可申請 1 件につき、以下①～③を合算した金額

① 設計の変更	当初許可面積に応じた上表許可申請手数料額の 10 分の 1 の額
② 区域の編入	新たに編入する工事面積に応じた上表許可申請手数料額
③ その他の変更	11,000 円

※合算した金額の上限は以下のとおり。

[宅造区域及び特定盛土等：642,000 円] [土石の堆積：138,000 円]

- 土石の堆積に関する工事の完了年月日を変更する場合
(当初許可期間と変更申請期間の合計期間が 5 年を超える場合のみ)

土石の堆積を行う土地の面積の区分に応じた許可申請手数料額
(上表(1)に示す許可申請手数料額)

8-5-3 書面等交付手数料

適合証明書交付手数料	480 円
盛土規制法調書の写しの交付手数料	480 円

8-6 不法・危険盛土等に対する行政処分と罰則

盛土規制法では、不法・危険盛土等に対する行政処分の方法として、監督処分と改善命令の2種類があります。監督処分は、原則として許可制度上の違反がある盛土等が対象となり、改善命令は、許可制度の対象外であるものの、危険性のある盛土等が対象となります。

8-6-1 監督処分

1 許可取消処分

知事は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができます。

2 工事施行停止命令・災害防止措置命令

知事は、無許可工事、許可条件に違反する工事、技術的基準の規定に適合していない工事及び中間検査を申請しないで施行する工事について、工事主に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命令することがあります。

3 土地使用制限命令・土地使用禁止命令・災害防止措置命令

知事は、無許可で盛土等に関する工事が施行された土地、完了検査を申請しない又は完了検査の結果土地の形質の変更に係る工事が技術的基準の規定に適合していないと認められた土地、土石の除却に関する完了確認を申請しない又は完了確認の結果全ての土石が除却されていないと認められた土地及び中間検査を申請しないで土地の形質の変更に係る工事が施行された土地について、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて災害防止措置を取ることがあります。

4 緊急工事停止命令

知事は、工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときで明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を省略して、工事主等に対して、工事の施行の停止を命ずることがあります。

8-6-2 改善命令

知事は、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土等による災害が生じないように、当該土地を常時安全な状態に維持する努力義務を負うことから、盛土等に伴う災害防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のための必要な措置が取られておらず、若しくは極めて不十分であるために、これらを放置することにより、盛土等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合において、当該規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けた上で、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うよう命令することがあります。

また、知事は、土地所有者等以外の者の盛土等に関する不完全な工事その他の行為によって、法第23条第1項〔法第42条第1項〕に定める災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。）に同項に定める工事を行わせることが相当であり、かつ土地所有者等からも異議がない場合において、知事が、その行為をした者に対して工事の全部又は一部を行うよう命令することがあります。

8-6-3 行政代執行

監督処分、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは、義務者に代わり、知事が必要に応じ行政代執行を行う。行政代執行は、本来、義務者が行うべきものについて、公費を投入して行政が代わりに行うものであり、代執行費用は、国税徴収法第5章の規定に従って義務者から費用を徴収します。

8-6-4 罰則（法第55～61条まで）

無許可行為や命令違反等は、懲役や罰金等に処せられることがあります。

このほか、「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」を参照ください。

（国HP <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611558.pdf>）

8-7 規制対象行為や許可不要工事等に関するQ & A

<盛土の考え方>

問1 窪地を埋め立てる行為は規制対象となるか。

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはなりません。

ただし、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てるといった際には、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象になり得ます。

問2 残土処分場に複数の者が残土を持ち込む場合、処分場を整備する者が許可を得ればよいのか。

残土処分場に係る許可を取得する場合は、個別の残土受入れについて許可を得るのではなく、残土処分場の設置について許可を得ることになるため、残土処分場の設置に係る工事主が許可を取得することになります。

<自然地形の扱い>

問3 開発等を行う区域内に存在する自然崖や、当該自然崖を保護するための擁壁等も規制対象となるのか。

盛土又は切土により生じる崖を規制対象としているため、自然崖や自然崖を保護するための擁壁等は規制対象となりません。

ただし、建築基準法に基づく崖に該当する場合があるため、建築を予定している等必要に応じて建築確認担当部局にお問合せください。

問4 傾斜地の地形に沿って拓かれた棚田や段々畑も規制対象となるのか。

棚田や段々畑については、長年にわたり変化のない地形であって地山相当の地形として扱うため、原則として規制対象となりません。

問5 自然災害により被災した宅地や農地等の土地を原状回復する場合（応急措置ではないもの）は規制対象となるのか。

自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為は、盛土規制法の規制対象となる土地の形質の変更には該当しないと考えられるため、規制対象となりません。

<建築物等との関係>

問6 建築物等の工作物を建築・築造する際の掘削及び埋戻しは、規制対象となるのか。

建築物等の工作物を建築・築造に伴う掘削及び埋戻しについては、土地の形質が変更されたものとみなされないため、規制対象外となります。

問7 建築物等の工作物の解体に伴う埋戻しは、規制対象となるのか。

地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床堀及び埋戻しは規制対象外となります。

問8 建築物等の工作物の解体において土地の形質の変更を行わないが、解体後の土地に崖面が生じる場合は、当該工事は規制対象となるのか。

解体工事そのものは規制対象ではありませんが、工事後に残る崖については既存の切土に該当し得るため、切土の崩落による災害発生のおそれがあれば改善命令や勧告の対象となります。

<公共事業・公共施設用地>

問9 公共事業はすべて盛土規制法の規制対象外となるのか。

法令で定める道路等の公共施設用地で行う工事は、盛土規制法の規制対象外となりますが、それ以外の公共事業（庁舎や図書館の建設等）や地方公共団体が整備する残土処分場の整備に伴う盛土等は規制対象となります。

問10 公共施設用地には、公共施設のように供されることが決定している土地も含むのか。

公共施設用地は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含みます。

問11 「道路」は公共施設用地として規制対象外となっているが、どの範囲までが公共施設用地としての道路となるのか。私道や農道、里道（法定外公共物）は規制対象となるのか。

道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路については公共施設用地となり、規制対象外となります。

私道は、私人により管理・監督されることから、通常は盛土規制法の規制対象となります。農道や里道（法定外公共物）は、明確な定義がなく、道路法上の道路と異なり公的機関が指定・認定する仕組みもないことから、通常は規制対象となります。

なお、省令8条1号に規定する土地改良事業等により整備される農道については、許可不要となります。いずれの場合も、最終的には地方公共団体における管理の状況等を踏まえて判断することとなります。

問12 「公園」は公共施設用地として規制対象外となっているが、都市公園法や自然公園法に該当すれば規制対象外となるのか。

公園については、都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法に基づく公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設は規制対象外となります。

問13 「港湾施設、漁港施設」の土地は公共施設用地として規制対象外となっているが、臨海部の埋立て行為や港湾等の野積場等で行われる民間の土石の堆積も規制対象外となるのか。

港湾法に定める港湾施設や漁港漁場整備法に定める漁港施設は公共施設に位置付けられることから、これらの土地における臨海部の埋立て行為や土石の堆積行為は行為者によらず規制対象外となります。

問14 「学校」の土地は公共施設用地として規制対象外となっているが、私立学校や幼稚園、保育所などは規制対象か。

学校については、政令2条にあるとおり、国又は地方公共団体が管理するものを規制対象外としており、私立学校は規制対象となります。幼稚園は学校教育法に基づく学校であるため、公立の場合は規制対象外となります。保育所は学校ではないため、公立の場合も含めて規制対象となります。

問15 「緑地」、「広場」の土地は公共施設用地として規制対象外となっているが、どのようなものが規制対象外となるのか。

条例等により、地方公共団体又はその指定管理者等による管理の位置付けがされた緑地や広場が規制対象外になります。

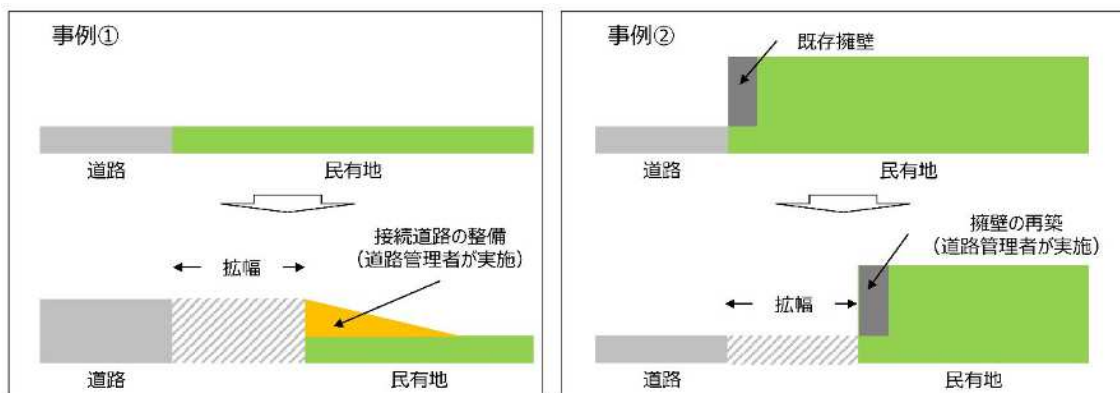
問16 森林・林業関係では、林道や治山施設、森林作業道等は規制対象外となるのか。

林道や治山施設は、公共施設である道路や林地荒廃防止施設として規制対象外であり、また、森林作業道等は許可不要工事に該当するため、いずれも盛土規制法に基づく手続を経ることなく事業実施が可能ですが、工事で発生した残土は盛土規制法に則って処理する必要があります。

問17 公共施設用地における工事として道路拡幅等を行う際に、工事に合わせて公共施設用地外に設置する接続通路や擁壁等についても規制対象外となるのか。

公共施設管理者が、公共施設用地内における工事（道路の拡幅工事等）に必要なものとして、公共施設用地外である私有地等で接続通路の整備、切土及び擁壁の再築の工事等を一体的に行う場合、その規模等から当該工事を行う範囲を含めて公共施設用地における工事として取り扱うことが妥当と認められれば、施工中は規制対象外となります。

ただし、竣工後は私有地等の部分は公共施設用地として取り扱われないことから既存盛土等として規制対象となり、災害等のおそれがある場合には改善命令等の対象になります。



○事例①の取扱い

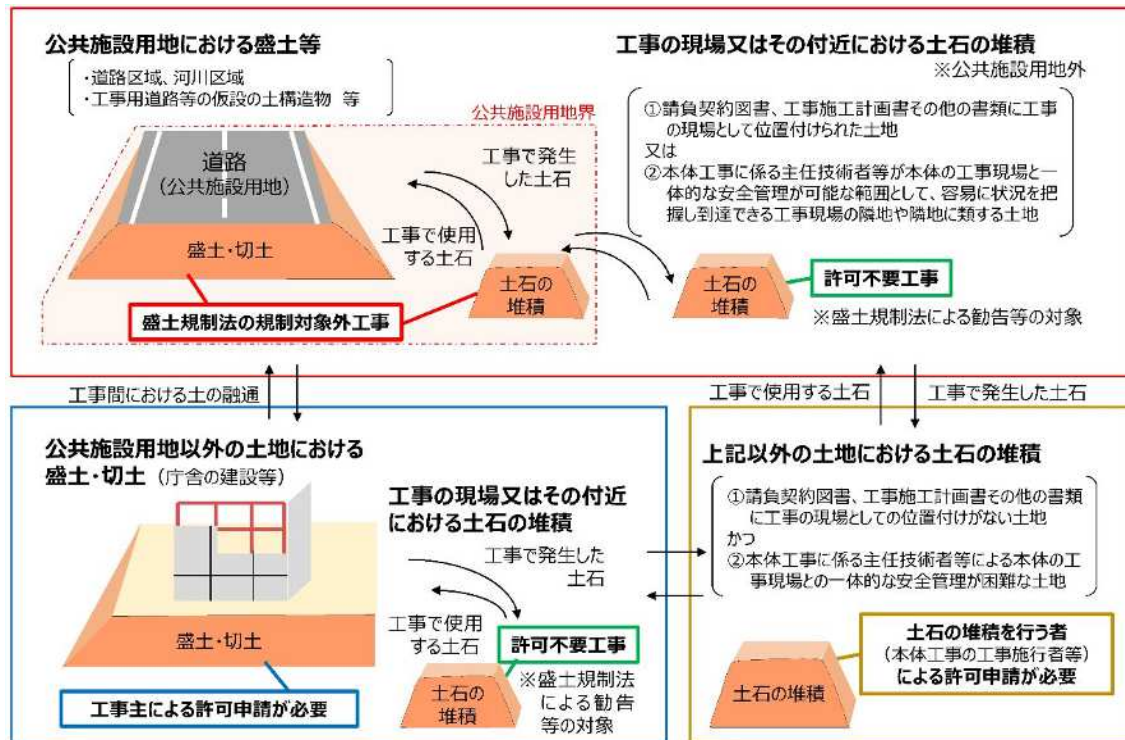
- ・道路管理者が、道路の拡幅工事（公共施設内における工事）に必要なものとして、これと一体的に私有地内に接続通路（非道路）を整備する場合、当該工事を「公共施設内における工事」と取り扱い、許可不要。
- ・ただし、当該接続通路の部分は公共施設には該当しないため、必要な場合には改善命令等の対象になりうる。

○事例②の取扱い

- ・道路管理者が、道路の拡幅工事（公共施設内における工事）に必要なものとして、これと一体的に私有地内で切土、擁壁の再築等を行う場合、当該工事を「公共施設内における工事」と取り扱い、許可不要。
- ・ただし、当該切土、擁壁等の部分は公共施設には該当しないため、必要な場合には改善命令等の対象になりうる。

問18 公共工事において発生する土石の堆積について、工事現場から離れた場所に堆積する場合は許可が必要か。また、許可を受けるべき者は誰か。

公共施設用地における工事であっても、土石の堆積が契約内容に含まれておらず、公共施設用地外の離れた場所に堆積する場合は許可を受けることとなります。この場合、当該土石の堆積の工事主は請負業者となると考えられます。



問19 採石法の認可による採掘終了後、宅地造成等の目的で盛土等を行う場合は、盛土規制法の許可等が必要となるのか。

政令5条3号により採石法33条の認可を受けた者が行う当該認可に係る工事等は、「宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等」として許可不要としています。このため、当該認可による採掘終了後に宅地造成等の目的で盛土等を行う場合は、盛土規制法の許可等が必要となります。

問20 公共施設を公共施設以外の用途（宅地、農地等）にするための工事は規制対象となるのか。

公共施設を公共施設以外の用途（宅地、農地等）にするために規制対象規模の盛土等を行う工事は、規制対象になります。

例えば、公共施設としての農業用ため池の用途を廃止して、公共施設以外の用途にする場合や公共施設用地を宅地にする場合も、規制対象となります。

問21 農業用ため池は、公共施設用地で規制対象外であるが、農業用ため池を廃止し、公共施設用地以外の土地になる場合は、どのような取り扱いとなるか。

- 1 一定の規模以上の埋立てによる廃止工事を行う場合は、盛土規制法の規制対象となります。この場合、既存の堤体及び埋立て部分を合わせて盛土規制法の規制対象となる盛土として扱われるため、盛土規制法に規定された技術的基準等に沿った工事の施工が必要となり、既存の堤体も含めて安定性が確保される必要があります。
- 2 堤体の開削による廃止工事を行う場合は、開削は切土として扱われず、残った堤体部分については盛土規制法の規制対象となる盛土ではなく、盛土規制法の施行前に作られた既存の盛土として扱われることとなるため、許可又は届出の対象とはなりません。

問22 廃棄物処理法に基づく許可を受けた者が行う工事については、原則、盛土規制法の許可が不要となるが、許可不要とならないものがあるか。

許可不要工事の範囲の概念図は、以下のとおりです。

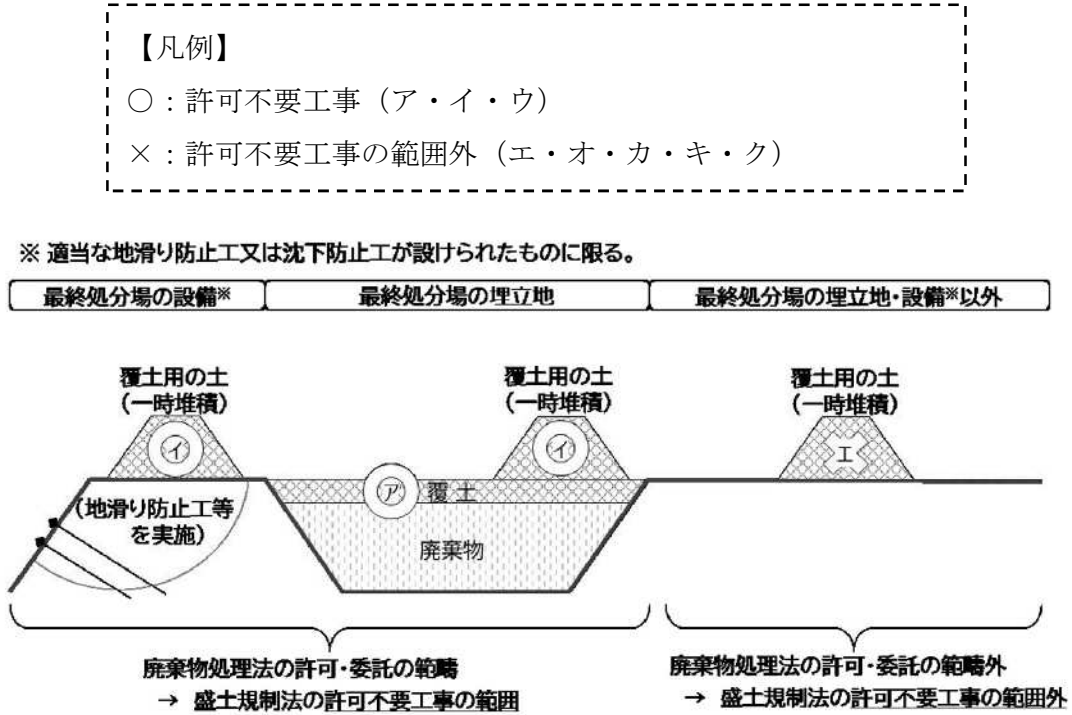


図1 覆土に係る盛土規制法の許可不要工事の範囲の概念図

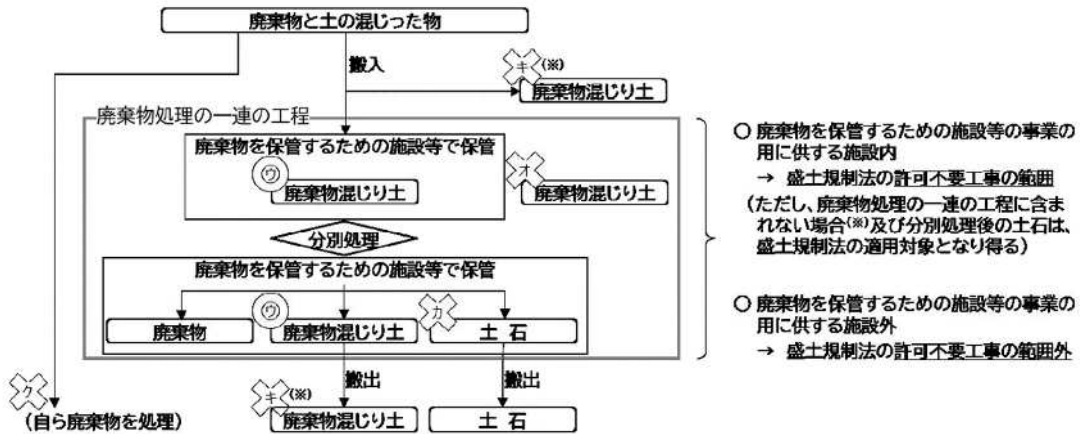


図2 廃棄物の処理に係る盛土規制法の許可不要工事の範囲の概念図

8-8 他法令に関する許認可・届出事務一覧

本表は、「土地対策の概要」（県総合政策部 令和5年4月）から抜粋したものです
が、他法令の手続は、処理担当課・係に確認してください。

法令等の名称	許認可、届出の名称 (関連条項)	許認可、届出を必要とする対象行為
国土利用計画法	土地に関する権利の 移転等の許可、届出 (法14条、23条、27 条の4、27条の7)	届出の場合 一団の面積が下記以上の場合 ・ 都市計画法の市街化区域内… 2,000 m ² ・ 上記以外の都市計画区域内… 5,000 m ² ・ その他の区域……………10,000 m ² 契約締結後（契約日を含む。）、2週間以内に届け出なければならない。
大規模取引等 事前指導要綱	事前指導の申出 (任意制)	次のいずれかの土地に係る国土利用計画法 23条1項の届出に係る土地売買の契約を行おうとする者のうち希望する者 ・ 一団5ha以上の土地取得 ・ 1ha以上の農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域を含む土地取得 ・ 2ha以上の農地又は採草放牧地を含む土地取得 ・ 森林法に規定する保安林又は保安施設地区を含む土地取得 ・ 自然環境保全法の原生自然環境保全地域若しくは特別地区又は県自然環境保全条例の特別地区を含む土地取得 ・ 自然公園法の特別地域又は県立自然公園条例の特別地域を含む土地取得
鹿児島県土地 利用対策要綱	土地利用協議	一団1ha以上の開発行為 ただし、森林法若しくは都市計画法の開発行為の許可又は、採石法若しくは砂利採取法の認可を必要とする開発行為については、一団10ha以上の開発行為
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律	一般廃棄物処理施設 の設置許可（法8条）	一般廃棄物処理施設の設置

許認可、届出申請書の進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">届出者 ↓ 市町村 ↓ 地域政策課</p>	<p>地域政策課 土地利用係</p>	<p>大規模取引等については、国土利用計画法の届出前に事前指導を受けることができる。</p>
<p style="text-align: center;">届出者 ↓ 地域政策課</p>	<p>地域政策課 土地利用係</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用計画法 23 条の届出補完 2 規模が 10ha 以上の場合は、土地対策委員会の審議が必要
<p style="text-align: center;">協議者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 地域政策課 (市町村長意見の聴取)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域政策課 土地利用係 ・地域振興局・支庁 総務企画課 	<p>規模が 10ha 以上の場合は、土地対策委員会の審議が必要</p>
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・リサイクル対策課 一般廃棄物係 ・地域振興局・支庁 衛生・環境課(室) 健康企画課 (鹿児島、熊本のみ) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議が必要 2 鹿児島市内に施設を設置する場合は、鹿児島市長の許可

法令等の名称	許認可、届出の名称 (関連条項)	許認可、届出を必要とする対象行為
廃棄物の処理 及び清掃に関 する法律 (つづき)	産業廃棄物処理施設 の設置許可(法 15 条)	産業廃棄物処理施設の設置
自然環境保全法 鹿児島県自然 環境保全条例	自然環境保全地域内 での行為の許可、届出 (法 17 条、25 条、28 条) (条例 15 条～17 条)	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 及び県自然環境保全地域内の工作物の設置、 土地の形状変更等の一定の行為
	開発行為の届出 (条例 24 条)	自然環境保全地域、自然公園、農用地区域 等に含まれない地域での 1 ha を超える土地の 開発等の一定の行為
自然公園法 県立自然公園 条例	自然公園内での行為 の許可、届出 (法 20 条、21 条、33 条) (条例 18 条、20 条)	国立公園、国定公園及び県立自然公園内の 工作物の設置、土地の形状変更等の一定の行 為

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">申請者※ ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 廃棄物・リサイクル対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係 ・ 地域振興局・支庁 衛生・環境課（室） 健康企画課 〔鹿児島、熊本のみ〕 	<ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく事前協議が必要 2 鹿児島市内に施設を設置する場合は、鹿児島市長の許可 <p>※申請者住所が鹿児島市以外の県内である場合、所管の地域振興局等が申請先</p> <p>※申請者住所が鹿児島市又は県外である場合、廃棄物・リサイクル対策課が申請先</p>
<p>※ 自然環境保全法</p> <p style="text-align: center;">申請者 ↓ 環境省九州地方環境事務所</p>	<p>環境省</p> <p>九州地方環境事務所</p>	
<p>※ 県自然環境保全条例</p> <p style="text-align: center;">申請者 ↓ 自然保護課</p>	<p>自然保護課</p> <p>自然公園係</p>	
<p style="text-align: center;">届出者 ↓ 自然保護課</p>	<p>自然保護課</p> <p>自然公園係</p>	<p>行為着手の30日前までに届出</p>
<p style="text-align: center;">申請者 ↓ 市町村 ↓ 自然保護課 (地域振興局・大島支庁) ↓ 環境省九州地方環境事務所 ↓ 環境省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域振興局 建設総務課 ・ 大島支庁 総務企画課 ・ 自然保護課 自然公園係 ・ 環境省 九州地方環境事務所 ・ 環境省 	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可等は、行為内容により、権限庁が異なる。 2 地域振興局は、国定公園又は県立自然公園内の土石の採取に係る許可等に限る。 3 大島支庁は奄美群島国立公園に係る許可等に限る。 4 環境省権限に係る許可申請・届出については、県・市町村を経由せず、環境省に直接行う。

法令等の名称	許認可、届出の名称 (関連条項)	許認可、届出を必要とする対象行為
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内での行為の許可 (法 29 条の 7)	鳥獣保護区特別保護地区内の工作物の設置、土地の形状変更等の一定の行為
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区内の許可・届出 (法 37 条、39 条)	生息地等保護区(管理地区・監視地区)内の工作物の設置、土地の形状変更等の一定の行為
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	指定希少野生動植物捕獲等の許可 (条例 12 条)	開発行為等に伴う指定希少野生動植物の捕獲や移植等の行為
土壤汚染対策法	土地の形質変更の届出(法 3 条、4 条)	法 3 条又は 4 条に該当する土地の形質変更
採石法	採取計画の認可 (法 33 条)	岩石の採取を行おうとする者
砂利採取法	採取計画の認可 (法 16 条)	砂利採取を行おうとする者

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">自然保護課</p>	自然保護課 野生生物係	国指定にあつては、環境省九州地方環境事務所へ申請（環境大臣の許可）
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">環境省九州地方環境事務所</p>	環境省 九州地方環境事務所	行為着手の 30 日前までに届出（監視地区）
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">自然保護課</p>	自然保護課 野生生物係	
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">環境保全課</p>	環境保全課 水質係	<ol style="list-style-type: none"> 1 あらかじめ（法 4 条に基づく届出の場合は行為着手の 30 日前までに）届出 2 鹿児島市内については、鹿児島市長へ届出
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">商工政策課・大島支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工政策課 鉦政班 ・大島支庁 総務企画課 	
※ 河川管理者管理区域以外 <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">商工政策課・大島支庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商工政策課 鉦政班 ・大島支庁 総務企画課 	

法令等の名称	許認可、届出の名称 (関連条項)	許認可、届出を必要とする対象行為
農業振興地域の整備に関する法律	市町村農業振興地域整備計画変更の届出 (法 13 条)	農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更
農地法	農地転用の制限 (法 4 条)	農地を農地以外にする場合 (権利移動を伴わない場合)

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;"> 申出者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・支庁 ↓ 農村振興課 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農村振興課 農業振興計画係 ・地域振興局・支庁 農政普及課 	<p>土地改良事業受益地の場合、市町村は地域振興局又は支庁の農政普及課を通じて、地域振興局又は支庁の農村整備課等と調整を行うこと。</p>
<p>※ 権限移譲を受けた市町村の土地に係るもので、転用面積が2ha以下のもの</p> <p style="text-align: center;"> 申請者 ↓ 農業委員会 ↓ 市町村 </p>	<p>各市町村 農業委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 権限移譲先（R4.4現在） 鹿児島市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村十島村、さつま町、長島町、大崎町、錦江町、中種子町、南種子町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町 2 3,000㎡を超える場合、農用地区域内農地の場合又は第1種農地の場合は、農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要 <p>※ 市街化区域内の農地を農地以外にする場合は、農業委員会への届出</p>
<p>※ 上記以外の場合</p> <p style="text-align: center;"> 申請者 ↓ 農業委員会 ↓ 農村振興課 ↓ 九州農政局 </p>	<p>農村振興課 農地管理調整係</p> <p style="text-align: center;"> 九州農政局 農村振興部 農村計画課 </p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 転用面積が4haを超える場合は九州農政局長協議 2 3,000㎡を超える場合、農用地区域内農地の場合又は第1種農地の場合は、農業委員会にて、農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要

法令等の名称	許認可、届出の名称 (関連条項)	許認可、届出を必要とする対象行為
農地法 (つづき)	農地等の転用のための権利移動の制限 (法5条)	農地又は採草放牧地について転用目的で、所有権を移転し、又は賃借権・使用貸借権等の権利を設定し、若しくは移転しようとする場合
森林法	林地開発の許可 (法10条の2)	<p>地域森林計画の対象となっている民有林（保安林並びに保安施設地区及び海岸保全区域内の森林を除く。）において次に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれ次の規模を超えるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル 2 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール 3 前に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p>※ 権限移譲を受けた市町村の土地に係るもので、転用面積が2ha以下のもの</p> <pre> graph TD A[申請者] --> B[農業委員会] B --> C[市町村] </pre>	<p>各市町村 農業委員会</p>	<p>1 権限移譲先 (R4.4 現在) 鹿児島市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、錦江町、中種子町、南種子町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町</p> <p>2 3,000㎡を超える場合、農用地区域内農地の場合 又は第1種農地の場合は、農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要</p> <p>※ 市街化区域内の農地を農地以外にする場合は農業委員会への届出</p>
<p>※ 上記以外の場合</p> <pre> graph TD A[申請者] --> B[農業委員会] B --> C[農村振興課] C --> D[九州農政局] </pre>	<p>農村振興課 農地管理調整係</p> <p>九州農政局 農村振興部 農村計画課</p>	<p>1 転用面積が4haを超える場合は、九州農政局長協議</p> <p>2 3,000㎡を超える場合、農用地区域内農地の場合又は第1種農地の場合は、農業委員会ネットワーク機構からの意見聴取が必要</p>
<pre> graph TD A[申請者] --> B[地域振興局・支庁] B --> C[森づくり推進課] </pre>	<p>・森づくり推進課 林地利用指導係</p> <p>・地域振興局・支庁 林務水産課</p>	<p>1 林地開発許可をしようとするときは、関係市町村長の意見聴取が必要</p> <p>2 開発行為に係る森林が10ha以上の場合は、県森林審議会の意見聴取が必要</p>

法令等の名称	許認可、届出の名称 (関連条項)	許認可、届出を必要とする対象行為
森林法 (つづき)	伐採及び伐採後の造林の届出 (法 10 条の 8)	地域森林計画の対象となっている民有林 (保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)の伐採において開発区域に係る森林面積が 1 ha 以下の場合
	保安林解除の申請 (法 26 条、26 条の 2、27 条)	保安林内での開発行為
砂防法	砂防指定地内行為許可、占用許可 (法 4 条)	砂防指定地内での開発行為又は砂防設備等の占用

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">届出者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市町村</div> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申請者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域振興局・支庁</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">森づくり推進課</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">農林水産大臣</div> </div>	<p>各市町村 林務担当課</p> <p>・森づくり推進課 保安林係</p> <p>・地域振興局・支庁 林務水産課</p>	<p>国又は地方自治体が行う開発行為（林地開発行為の連絡調整）についても、伐採の届出が必要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国有保安林に係るもの及び 民有保安林であって法 25 条 1 項 1 号から 3 号までの重要 流域に係るものは、農林水産 大臣権限 2 県知事権限である重要流域 以外の法 25 条 1 項 1 号 から 3 号までの保安林であって転 用しようとする場合又はその 全部若しくは一部が保安施設 事業若しくは地すべり防止工 事若しくはぼた山崩壊防止工 事の施行に係る土地の区域内 にある場合は、農林水産大臣 への協議が必要 3 保安林の転用に係る解除に 当たり、当該転用に係る事業 等が国又は地方公共団体によ り行われないもので、転用に 係る面積が 1 ha 以上の場合 は、県森林審議会の意見聴取 が必要
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">申請者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域振興局・支庁</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">砂防課</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">国土交通省</div> </div>	<p>・砂防課 管理係</p> <p>・地域振興局 建設総務課</p> <p>・支庁 建設課</p>	

法令等の名称	許認可、届出の名称 (関連条項)	許認可、届出を必要とする対象行為
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可 (法 7 条)	急傾斜地崩壊危険区域内での開発行為
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為許可 (法 10 条)	土砂災害特別警戒区域内での特定開発行為
地すべり等防止法	地すべり防止区域内行為許可 (法 18 条)	地すべり防止区域内での開発行為

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">地域振興局・支庁</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">砂防課</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">国土交通省</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防課 管理係 ・地域振興局 建設総務課 ・支庁 建設課 	
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">砂防課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防課 管理係 	
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">地域振興局・支庁</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">砂防課</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">国土交通省</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防課 管理係 ・森づくり推進課 治山係 ・地域振興局 建設総務課 林務水産課 ・支庁 建設課 林務水産課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域振興局建設総務課及び支庁建設課は、本庁砂防課所管分を取り扱う。 2 地域振興局及び支庁の林務水産課は、森づくり推進課所管分を取り扱う。

法令等の名称	許認可、届出の名称 (関連条項)	許認可、届出を必要とする対象行為
建築基準法	建築確認、 中間検査、完了検査 (法6～7条)	<p>(建築確認)</p> <p>第1項 第1号…特殊建築物で200㎡を超えるもの 第2号…木造で階数が3以上又は面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの 第3号…非木造で階数が2以上又は200㎡を超えるもの 第4号…前1～3号を除くほか都市計画区域内等における全建築物</p> <p>(中間検査) 確認済証の交付を受けた建築物のうち、階数が3以上かつ、一定の用途・規模・構造のもので、特定工程に係る工事を終えた場合</p> <p>(完了検査) 確認済証の交付を受けた建築物の工事が完了した場合</p>
都市計画法	開発行為の許可 (法29条)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内（市街化区域内）における1,000㎡以上の開発行為 ……鹿児島市のみ ・都市計画区域内（市街化調整区域）における開発行為（面積の制限なし） ……鹿児島市のみ ・区域区分の定められていない都市計画区域内における3,000㎡以上の開発行為 ・都市計画区域外における10,000㎡以上の開発行為

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
※ 鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市(ただし、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市については、法6条1項3号に掲げる建築物の許認可、届出のみ) 申請者 ↓ 市	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市 建築指導課 ・鹿屋市 建築住宅課 ・薩摩川内市 建築住宅課 ・霧島市 建築指導課 	都市計画法に基づく用途地域内の指定がある場合、建築することができる建物の用途は、別途制限される。
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 市町村 ↓ 地域振興局・支庁、事務所 ↓ 建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・建築課 計画指導係 ・地域振興局 土木建築課 ・支庁、事務所 建設課 	1 都市計画法に基づく用途地域内の指定がある場合、建築することができる建物の用途は、別途制限される。 2 鹿児島市を除く県内全域の階数4以上の場合は、建築課 ※ 完了検査申請は市町村の経由は不要
※ 鹿児島市の場合 申請者 ↓ 鹿児島市	鹿児島市 土地利用調整課審査係	
※ 上記以外の場合 申請者 ↓ 建築課	建築課 監察指導係	

法令等の名称	許認可、届出の名称 (関連条項)	許認可、届出を必要とする対象行為
文化財保護法	土木工事等のための発掘に関する届出及び指示 (法 93 条)	周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等の発掘をしようとする場合
	現状変更等の制限及び原状回復の命令 (法 125 条)	史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合
鹿児島県文化財保護条例	現状変更等の制限 (条例 34 条)	県指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合

許認可、届出申請書の 進達経路	処理担当課・係	備 考
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">市町村教育委員会</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">県教育委員会</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">文化庁</p> </div>	<p>教育庁文化財課 埋蔵文化財係</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>教育庁文化財課 指定文化財係 (名勝天然記念物) 埋蔵文化財係 (史跡)</p>	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地の取扱いについては、当該市町村教育委員会の指導を受けることが必要</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>史跡名勝天然記念物の現状変更については、当該市町村教育委員会の指導を受けることが必要</p>
<p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">市町村教育委員会</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">県教育委員会</p>	<p>教育庁文化財課 指定文化財係 (名勝天然記念物) 埋蔵文化財係 (史跡)</p>	<p>県指定史跡名勝天然記念物の現状変更については、当該市町村教育委員会の指導を受けることが必要</p>

8-9 申請書等様式

8-9-1 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 様式

様式番号	様式名
様式第 2	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書
様式第 3	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）
様式第 4	土石の堆積に関する工事の許可申請書
様式第 5	資金計画書（土石の堆積に関する工事）
様式第 7	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
様式第 8	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書
様式第 9	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書
様式第 11	土石の堆積に関する工事の確認申請書
様式第 13	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書
様式第 15	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書
様式第 16	土石の堆積に関する工事の届出書
様式第 17	擁壁等に関する工事の届出書
様式第 18	公共施設用地の転用の届出書
様式第 19	特定盛土等に関する工事の届出書
様式第 20	土石の堆積に関する工事の届出書
様式第 21	特定盛土等に関する工事の変更届出書
様式第 22	土石の堆積に関する工事の変更届出書
様式第 23	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識
様式第 24	土石の堆積に関する工事の標識

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面 の保護の方法				

	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
1 ※印のある欄は記入しないでください。				
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。				
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。				
4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。				
5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。				
6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。				
7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。				
8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。				
9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
〇〇〇		
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
収 入	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
	自己資金					
	借入金					
〇〇〇						
処分収入						
〇〇〇						
補助負担金						
〇〇〇						
〇〇〇						
計						
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止 のための措置			
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日	
ワ 工事完了予定年月日	年	月	日	

	カ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たつて付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3欄は、未定のときは、後で定まつてから工事着手前に届け出てください。 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従つて測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
収入	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
	ト 崖面の保護の方法				

	チ 崖面以外の地表面 の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日		年 月 日	
	ヲ 工事完了予定年月日		年 月 日	
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第16条第1項 第35条第1項} の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 鹿児島県知事 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()		
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積	平方メートル		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
リ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置				
ヌ 工事中の危害防止 のための措置				
ル その他の措置				
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日			

	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工程の概要			
8	その他必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕				
1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3欄は、未定の場合は、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

※ 受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 1 項
第 36 条第 1 項} の規定による検査を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受付欄 年 月 日 第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 17 条第 4 項
第 36 条第 4 項} の規定による確認を申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第18条第1項
第37条第1項} の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号			
2 許 可 年 月 日	年 月 日			
3 工事を行っている土地の所在地及び地番				
4 工事施行者住所氏名				
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回		
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日		
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	中間検査合格証	番 号	第 号	第 号
		交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回	
	特 定 工 程			
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日	
8 備 考				

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名		
2	工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
3	工事を行っている 土地の面積	平方メートル	
4	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5	盛土又は切土の高さ	メートル	
6	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
7	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル
		切土	立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日	
9	工事完了予定年月日	年 月 日	
10	工事の進捗状況		

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください(複数選択可)。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

[注意]

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 3 項}
{第 40 条第 3 項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し
てください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

[注意] 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
			メートル	メートル	

へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
			センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法				
チ 崖面以外の地表面の保護の方法				
リ 工事中の危害防止のための措置				
ヌ その他の措置				
ル 工事着手予定年月日	年		月	日
ヲ 工事完了予定年月日	年		月	日
ワ 工程の概要				
11 その他必要な事項				
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
		メートル	

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
<p>[注意]</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル

へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト	崖面の保護の方法				
チ	崖面以外の地表面の保護の方法				
リ	工事中の危害防止のための措置				
ヌ	その他の措置				
ル	工事着手予定年月日	年	月	日	
ヲ	工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ	工 程 の 概 要				
11	そ の 他 必 要 な 事 項				
12	変 更 の 理 由				
注意	<p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</p> <p>6 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</p> <p>7 11欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>				

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地に おける地盤の改良 その他の必要な措置		
ト 空地の設置	番号	空地の幅	
		メートル	

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ワ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
<p>〔注意〕</p> <p>1 届出者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>2 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄りは、鋼矢板を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名			見取図
	2	許可番号	第 号		
	3	許可又は届出年月日	年 月 日		
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
			切土	立方メートル	
	9	工事着手予定年月日	年 月 日		
	10	工事完了予定年月日	年 月 日		
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
50センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

8-9-2 鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 様式

様式番号	様式名
第1号様式	試掘等許可申請書
第4号様式	工事着手届出書
第5号様式	工事中止（再開・廃止）届出書
第6号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書
第7号様式	土石の堆積に関する工事の協議申出書
第9号様式	軽微な変更の届出書
第10号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書
第11号様式	土石の堆積に関する工事の変更協議申出書
第12号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書
第14号様式	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書
第15号様式	土石の堆積に関する工事の定期報告書
第16号様式	宅地造成等に関する届出工事の変更届出書
第17号様式	擁壁等に関する届出工事の変更届出書
第18号様式	届出工事に関する完了届書
第19号様式	規則第88条の規定に基づく証明書交付請求書
第20号様式	盛土規制法調書の写しの交付請求書

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所

（電話番号）

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

試掘等許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により試掘等の許可を申請します。

1 行為年月日	年 月 日	(午前 午後) (午前 午後)	時から 時まで
2 行為場所			
3 行為目的			
4 行為内容			

第4号様式（第5条，第15条関係）

工事着手届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則^{第5条}の規定により，次のとおり届け出
第15条
ます。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
4 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
5 工事施行者の住所及び氏名	
6 現場管理者の氏名及び連絡先	

注1 不要の文字は，横線で消すこと。

2 5欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

第5号様式（第6条，第16条関係）

工事中止（再開・廃止）届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第6条の規定により，工事を再開します
第16条 中止
廃止

ので，次のとおり届け出ます。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 中止・再開・廃止する理由	
4 中止・再開・廃止予定年月日	年 月 日
5 工事進捗状況及び防災措置	

注1 不要の文字は，横線で消すこと。

2 工事の中止期間においても，宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告を行うこと。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

年 月 日					
鹿児島県知事 殿		協議申出者 職名 氏名			
宅地造成及び特定盛土等規制法 <small>第15条第1項 第34条第1項</small> の規定により，次のとおり協議を申し出ます。					
1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の経度緯度)	(緯度： 度 分 秒， 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	m ²			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア	盛土又は切土の高さ	m		
	イ	盛土又は切土をする土地の面積	m ²		
	ウ	盛土又は切土の土量	盛土	m ³	
			切土	m ³	
	エ	擁壁	番号	構造	
				高さ	m
					延長
	オ	崖面崩壊防止施設	番号	構造	
				高さ	m
					延長
	カ	排水施設	番号	種類	
				内法寸法	cm
					延長
	キ	崖面の保護の方法			
	ク	崖面以外の地表面の保護の方法			
ケ	工事中の危害防止のための措置				
コ	その他の措置				
サ	工事着手予定年月日	年 月 日			
シ	工事完了予定年月日	年 月 日			
ス	工程の概要				
11	その他必要な事項				
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって付した条件		
年 月 日			年 月 日		
第 号			第 号		
係員氏名			係員氏名		

- 注1 ※印のある欄は，記入しないこと。
- 2 不要な文字は，横線で消すこと。
 - 3 1欄の工事主，2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 4 2欄は，資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には，氏名の横に○印を付けること。
 - 5 3欄は，未定のときは，後で定まってから工事着手前に届け出ること。
 - 6 4欄は，代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し，小数点以下第1位まで記入すること。

7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

土石の堆積に関する工事の協議申出書

年 月 日				
鹿児島県知事 殿		協議申出者 職名 氏名		
宅地造成及び特定盛土等規制法 ^{第15条第1項} ^{第34条第1項} の規定により，次のとおり協議を申し出ます。				
1	工事主の住所及び氏名			
2	設計者の住所及び氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の経度緯度)	(緯度： 度 分 秒， 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	m ²		
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m		
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	m ²		
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³		
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番号	空地の幅	m
				m
				m
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	コ 工事中の危害防止のための措置			
	サ その他の措置			
	シ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ス 工事完了予定年月日	年 月 日			
セ 工程の概要				
8	その他必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって付した条件	
年 月 日			※協議同意番号欄	
第 号			年 月 日	
係員氏名			第 号	
			係員氏名	

- 注1 ※印のある欄は，記入しないこと。
- 2 不要な文字は，横線で消すこと。
 - 3 1欄の工事主，2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 4 3欄は，未定のときは，後で定まってから工事着手前に届け出ること。
 - 5 4欄は，代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し，小数点以下第1位まで記入すること。
 - 6 7欄ケは，鋼矢板等を設置するときは，当該鋼矢板等についてそれぞれ番号，種類，高さ及び延長を記入し，それ以外の措置を講ずるときは，措置の内容を記入すること。
 - 7 8欄は，土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可，認可等を要する場合においてのみ，その許可，認可等の手続の状況を記入すること。

第9号様式（第9条，第19条関係）

軽微な変更の届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項
第35条第2項の規定により，次のとおり届け出ます。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 軽微な変更の内容	
4 変 更 の 理 由	

注 不要の文字は，横線で消すこと。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

年 月 日				
鹿児島県知事 殿 協議申出者 職名 氏名				
宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項の規定により，次のとおり変更の協議を申し出ます。 第35条第3項において準用する同法第34条第1項				
1	工事主の住所及び氏名			
2	設計者の住所及び氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の経度緯度)	(緯度： 度 分 秒， 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	m ²		
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無		
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m		
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	m ²		
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	m ³	
		切土	m ³	
	エ 擁壁	番号	構造	高さ 延長
				m m
				m m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ 延長
				m m
				m m
	カ 排水施設	番号	種類	内法寸法 ^{のり} 延長
				cm m
				cm m
	キ 崖面の保護の方法			
	ク 崖面以外の地表面の保護の方法			
ケ 工事中の危害防止のための措置				
コ その他の措置				
サ 工事着手予定年月日	年 月 日			
シ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ス 工程の概要				
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	協議同意番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	
	年 月 日		年 月 日	
	第 号		第 号	
	係員氏名		係員氏名	

注1 ※印のある欄は，記入しないこと。
 2 不要の文字は，横線で消すこと。
 3 1欄の工事主，2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

- 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付けること。
- 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

年 月 日				
鹿児島県知事 殿		協議申出者 職名 氏名		
宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項 第35条第3項において準用する同法第34条第1項の規定により，次のとおり変更の 協議を申し出ます。				
1	工事主の住所及び氏名			
2	設計者の住所及び氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の経度緯度)	(緯度： 度 分 秒， 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	m ²		
6	工事の目的			
工 事 の 概 要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ	土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ	勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ	空地の設置	番号	空地の幅
				m
				m
				m
	ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	コ	工事中の危害防止のための措置		
	サ	その他の措置		
シ	工事着手予定年月日	年 月 日		
ス	工事完了予定年月日	年 月 日		
セ	工程の概要			
8	その他必要な事項			
9	変更の理由			
10	協議同意番号	第 号		
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって付した条件	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	

- 注1 ※のある欄は，記入しないこと。
- 2 不要の文字は，横線で消すこと。
 - 3 1欄の工事主，2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
 - 4 3欄は，未定のときは，後で定まってから工事着手前に届け出ること。
 - 5 4欄は，代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し，小数点以下第1位まで記入すること。
 - 6 7欄ケは，鋼矢板等を設置するときは，当該鋼矢板等についてそれぞれ番号，種類，高さ及び延長を記入し，それ以外の措置を講ずるときは，措置の内容を記入すること。

7 8 欄は、土石の堆積に関する工事の施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

第12号様式（第11条，第21条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の一部完了検査申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第11条第1項
第21条第1項の規定による検査を申請し
ます。

1 工事の一部完了年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事が一部完了した土地の所在地及び地番	
5 工事施行者の住所及び氏名	
6 申請の理由	
7 備考	

注1 不要な文字は，横線で消すこと。

2 5欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

第14号様式（第12条，第22条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第19条第1項}第38条第1項の規定により，工事の実施状況等について次のとおり報告します。

工事の概要	1	工事が施行される土地の所在地及び地番		
	2	工事施行者の住所及び氏名		
	3	許 可 年 月 日		年 月 日
	4	許 可 番 号		第 号
	5	前 回 の 報 告 年 月 日		年 月 日
工事の施行状況報告	1	報告の時点における盛土又は切土の高さ	盛土	m
			切土	m
	2	報告の時点における盛土又は切土の面積	盛土	m ²
			切土	m ²
	3	報告の時点における盛土又は切土の土量	盛土	m ³
			切土	m ³
4	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況			

注1 不要な文字は，横線で消すこと。

2 工事の概要2欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

3 工事の概要5欄は，2回目以降の定期報告を行う場合に記入すること。

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

工事主 住所
氏名

〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

第19条第1項
第38条第1項
宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により，工事の実施状況等について次のとおり報告します。

工事の概要	1 工事が施行される土地の所在地及び地番	
	2 工事施行者の住所及び氏名	
	3 許 可 年 月 日	年 月 日
	4 許 可 番 号	第 号
	5 前 回 の 報 告 年 月 日	年 月 日
工事の施行状況	1 報告の時点における土石の堆積の高さ	m
	2 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²
	3 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³
	4 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量	新たに堆積された土石の土量 m ³ 除去された土石の土量 m ³

注1 不要な文字は，横線で消すこと。

2 工事の概要2欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

3 工事の概要5欄及び工事の施行状況4欄については，2回目以降の定期報告を行う場合に記入すること。

第16号様式（第13条，第23条関係）

宅地造成等に関する届出工事の変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

第21条第1項
第40条第1項
宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により届け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので，届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事を行っている土地の所在地及び地番	
3 工事を行っている土地の面積	m ²
4 変更事項	
5 変更理由	

注 不要な文字は，横線で消すこと。

第17号様式（第13条，第23条関係）

擁壁等に関する届出工事の変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第21条第3項}第40条第3項の規定により届け出た擁壁等に関する工事を
次のとおり変更したいので，届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事を行っている土地の所在地及び地番	
3 行おうとする工事の種類及び内容	
4 変更事項	
5 変更理由	

注 不要な文字は，横線で消すこと。

第18号様式（第14条，第24条関係）

届出工事に関する完了届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所
氏名

〔法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称及び代表者の氏名〕

第21条第1項

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により届け出た宅地造成等に関する工
第40条第1項

事が完了したので，鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則^{第14条}の規定により，
第24条
次のとおり届け出ます。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 届 出 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工事施行者の住所及び氏名	
5 備 考	

注1 不要な文字は，横線で消すこと。

2 4欄の工事施行者が法人の場合は，住所は主たる事務所の所在地を，氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定による証明書交付請求書	
年 月 日	
鹿児島県知事 殿	
申請者 住所 （電話番号） 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）	
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の事項が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。	
土地の所在地及び地番	
証 明 事 項	<input type="checkbox"/> 法第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を受けた工事
	工事主の氏名又は名称
	土地の所在地及び地番
	土地の面積 m²
	工事の許可年月日 年 月 日
	工事の許可番号 第 号
	<input type="checkbox"/> 法第12条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書の政令で定める工事
	該当条項（※1）
	<input type="checkbox"/> 法第16条第1項又は第35条第1項の規定による変更の許可を受けた工事
	工事主の氏名又は名称
	土地の所在地及び地番
	土地の面積 m²
	工事の変更許可年月日 年 月 日
	工事の変更許可番号 第 号
<input type="checkbox"/> 法第16条第1項ただし書又は第35条第1項ただし書の軽微な変更	
（※2）上記事項について、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合することを証明する。 年 月 日	
鹿児島県知事 印	

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 工事主が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

3 ※1印の欄には、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第5条第1項の該当する号を記入すること。

4 ※2印の欄は、記入しないこと。

第20号様式（第27条関係）

盛土規制法調書の写しの交付請求書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

請求者 住所
(電話番号)
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

盛土規制法調書の写しの交付を受けたいので、鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第27条第5項の規定により、次のとおり請求します。

1 許可の年月日	年 月 日
2 許可番号	第 号
3 工事主の住所及び氏名	
4 写しを必要とする理由	
5 写しの交付請求枚数	
※ 手数料欄	

注1 3欄の工事主が法人の場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 ※のある欄は、記入しないこと。

8-9-3 参考様式

様式番号	様式名
参考様式第 1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事前協議書
参考様式第 2	土石の堆積に関する工事前協議書
参考様式第 3	関係法令等チェックリスト
参考様式第 4	許可申請チェックリスト (宅地造成又は特定盛土等に関する工事)
参考様式第 5	許可申請チェックリスト(土石の堆積に関する工事)
参考様式第 6	実務経験証明書
参考様式第 7	宅地造成及び特定盛土等規制法に関する誓約書兼同意書
参考様式第 8	暴力団等に該当しない旨の誓約書
参考様式第 9	権利者一覧表 (土地の権利者)
参考様式第 10	権利者一覧表 (建築物その他の工作物の権利者)
参考様式第 11	工事施行同意書 (土地の権利者)
参考様式第 12	工事施行同意書 (建築物その他の工作物の権利者)
参考様式第 13	周知措置報告書
参考様式第 14	工事施行者の能力に関する申告書
参考様式第 15	工事主の資力及び信用に関する申告書
参考様式第 16	設計者の資格に関する申告書
参考様式第 17	委任状
参考様式第 18	地盤調査等に関する確約書
参考様式第 19	防災措置報告書
参考様式第 20	工事施行者の能力に関する申告書について
参考様式第 21	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく設計者の資格確認申 出書
参考様式第 22	許可申請書取下届出書

関係法令等チェックリスト

申請者：

規制法令等	該当有無	許可申請・届出・協議等の状況
国土利用計画法 (土地に関する権利の移転等の許可)		
大規模取引等事前指導要綱 (事前指導の申出) ※任意		
鹿児島県土地利用対策要綱 (土地利用協議)		
自然環境保全法 鹿児島県自然環境保全条例 (自然環境保全地域内での行為の許可、届出等)		
自然公園法 県立自然公園条例 (自然公園内での行為の許可、届出等)		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (特別保護地区内での行為の許可)		
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区内の許可・届出)		
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例 (指定希少野生動植物捕獲等の許可)		
土壤汚染対策法 (土地の形質変更の届出)		
農業振興地域の整備に関する法律 (市町村農業振興地域整備計画変更の申出)		
農地法 (農地転用の制限、農地等の転用のための権利移動の制限)		
森林法 (林地開発の許可、伐採及び伐採後の造林の届出等)		
砂防法 (砂防指定地内行為許可、占用許可)		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可)		
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為許可)		
地すべり等防止法 (地すべり防止区域内行為許可)		
文化財保護法 (土木工事等のための発掘に関する届出及び指示等)		
鹿児島県文化財保護条例 (現状変更等の制限)		
その他		

【記入例】

規制法令等	該当有無	許可申請・届出・協議等の状況
国土利用計画法	有	〇〇年〇〇月〇〇日届出済み
鹿児島県土地利用対策要綱 (土地利用協議)	無	
自然環境保全法 鹿児島県自然環境保全条例	有	着工〇〇日前届出予定

許可申請チェックリスト (宅地造成又は特定盛土等に関する工事)

申請者 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

■ 申請書類に関する項目 ↓該当・確認した項目に「○」を、該当しない項目には「-」を記入すること

審査項目		チェック	概要	様式	
1	許可申請書		[留意事項] 必要事項を全て記入すること	省令	2
			[留意事項] 申請書の提出を申請者以外が行う場合は委任状を添付すること	手引き	17
2	関係法令等チェックリスト		[留意事項] 必要事項を全て記入すること	手引き	3
3	土地付近状況写真		[留意事項] 土地の全景を撮影し、工事区域を赤線で囲み明示すること	-	
			[留意事項] 撮影方向が分かるように地形図に撮影方向を明示すること	-	
4	申請者確認書類	個人	氏名及び住所を証する書類	-	
		法人	登記事項証明書	-	
			役員の氏名及び住所を証する書類	-	
5	周辺住民への周知を行ったことを証する書類		周知措置報告書	手引き	13
			説明会や配布等で使用した資料	-	
			[留意事項] 溪流等における高さ15m超の盛土の場合、説明会を開催しているか(令第7条第2項第2号)	-	
6	権利者全ての同意を得たことを証する書類		権利者一覧表	手引き	9,10
			工事施行同意書	手引き	11,12
			権利者の確認書類	-	
			権利者の印鑑証明書	-	
			公図の写し	-	
			土地登記事項証明書	-	
			[留意事項] 権利者全ての同意を得ているか	-	
7	申請者の証明書類及び 資力・信用確認書類	共通	工事主の資力及び信用に関する申告書	手引き	15
			資金計画書	省令	3
			預金残高証明書	-	
			資金借入又は融資証明書	-	
			宅地造成及び特定盛土等規制法に関する誓約書兼同意書	手引き	7
			暴力団等に該当しない旨の誓約書	手引き	8
		個人	前年度分の納税証明書 (所得税の納税証明書・県税の未納なし証明書の両方を添付)	-	
		法人	前年度分の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書(法人税の納税証明書・県税の未納なし証明書の両方を添付)	-	
8	工事施行者の能力を証する書類		工事施行者の能力に関する申告書	手引き	14
			手引き5-9に示す必要書類	-	
			[留意事項] 許可申請までに工事施行者が未定の場合は許可申請書に「未定」の旨及び決定時期を記入	-	

審査項目		チェック	概要	様式	
9	設計者の資格を証する書類 ※以下に該当する工事のみ必要 ・高さ5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置		設計者の資格に関する申告書	手引き	16
			手引き5-10に示す資格に該当する書類	-	
10	構造計算書 ※鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合		概要	-	
			構造計画、応用算定及び断面算定等	-	
11	盛土の安定計算書		安定計算書	-	
12	崖面の安定計算書		安定計算書	-	
13	排水能力を確認する書面		排水計算書	-	
			排水端末の接続許可を証する書類	-	
14	擁壁認定証等		擁壁の認定に関する書類の写し ※大臣認定擁壁の場合	-	
			[留意事項] 工場製品の擁壁を設置する場合は、国土交通大臣による認定証の写しとカタログの当該擁壁の掲載されたページの写しを添付すること	-	
15	地質調査等に関する確約書 ※擁壁の基礎地盤の支持力確認を擁壁工事に着手する前までに行う場合		地質調査等に関する確約書	手引き	19
16	土量計算書		盛土量及び切土量を明示すること	-	

■ 提出図面等に関する項目

図面等に明示する内容については、盛土又は切土をする土地の部分に生ずるものに限る

審査項目		チェック	概要
1	位置図		[明示すべき事項] ・方位 ・道路及び目標となる地物
			工事区域を赤線で囲み明示すること
2	地形図		[明示すべき事項] ・方位 ・工事区域 ・土地境界線 ・標高 ・等高線 ・自然崖 ・急傾斜崩壊危険区域 ・砂防指定地等
			等高線は2mの標高差を示すものとする
			工事区域を赤線で囲み明示すること
3	土地の平面図		[明示すべき事項] ・方位 ・土地境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り防止ぐい又はグラウンドアンカーその他土留めの位置及び種類 ・地盤高 ・計画地盤高 ・崖がある場合は、2Hライン及び30°ライン

審査項目		チェック	概要
3	土地の平面図(続)		縦横断線を記入し、土地の断面図と照合できるように記号を付すこと
			植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
			擁壁、崖面崩落防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること
			接道となる道路の幅員を明示すること
			土地の用途及び構造物の種類毎に着色し、凡例も明示すること
4	土地の断面図		[明示すべき事項] ・盛土又は切土をする土地の前後の地盤 ・区域境界線
			高低差の著しい箇所について作成すること
			崖、擁壁、道路、宅盤、土羽等の位置を明示すること
			土地の平面図と照合できるように記号を明示すること
			切土部分には黄色、盛土部分には赤色を着色すること
5	排水施設の平面図		[明示すべき事項] ・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称
			排水施設の断面を決定した流域毎に色分けすること
			流域図を作成するとともに、流域に区域外が含まれる場合は、明示すること
			関連して区域外の排水施設の改修を行う場合は、これらについても明示すること
6	崖の断面図		[明示すべき事項] ・崖の高さ、勾配、変化点の単点高、土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法
			擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
7	擁壁の断面図		[明示すべき事項] ・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法
			根入れ深さを明示すること
			基礎地盤の地耐力並びに地盤調査方法等を明示すること ※地盤調査等を擁壁工事着手前に実施する場合は、必要地耐力及び想定土質並びに擁壁工事着手前に地盤調査を行う旨の誓約文言を明示するとともに、「地質調査等に関する確約書」を提出すること
			国土交通大臣認定擁壁を使用する場合は、製品名を明示すること
			コーナー部分の補強配筋、寸法を明示すること
	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない		
8	擁壁の背面図		[明示すべき事項] ・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法
9	崖面崩壊防止施設の断面図		[明示すべき事項] ・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法

審査項目		チェック	概要
10	崖面崩壊防止施設の背面図		[明示すべき事項] <ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜き穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法
			水抜き穴及び透水層に係る事項について、必要に応じて記載すること
11	求積図		工事区域全域、土地の用途別の求積図を作成すること
12	擁壁展開図 ※擁壁の高さ（見え高）が0.50mを超える場合に作成		[明示すべき事項] <ul style="list-style-type: none"> ・基礎の寸法 ・擁壁の位置及び寸法 ・水抜き穴の位置

許可申請チェックリスト (土石の堆積に関する工事)

申請者 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

■ 申請書類に関する項目

↓該当・確認した項目に「○」を、該当しない項目には「-」を記入すること

審査項目		チェック	概要	様式	
1	許可申請書		[留意事項] 必要事項を全て記入すること	省令	2
			[留意事項] 申請書の提出を申請者以外が行う場合は委任状を添付すること	手引き	17
2	関係法令等チェックリスト		[留意事項] 必要事項を全て記入すること	手引き	3
3	土地付近状況写真		[留意事項] 土地の全景を撮影し、工事区域を赤線で囲み明示すること	-	
			[留意事項] 撮影方向が分かるように地形図に撮影方向を明示すること	-	
4	申請者確認書類	個人	氏名及び住所を証する書類	-	
		法人	登記事項証明書	-	
			役員の氏名及び住所を証する書類	-	
5	周辺住民への周知を行ったことを証する書類		周知措置報告書	手引き	13
			説明会や配布等で使用した資料	-	
6	権利者全ての同意を得たことを証する書類		権利者一覧表	手引き	9, 10
			工事施行同意書	手引き	11, 12
			権利者の確認書類	-	
			権利者の印鑑証明書	-	
			公図の写し	-	
			土地登記事項証明書	-	
			[留意事項] 権利者全ての同意を得ているか	-	
7	申請者の証明書類及び 資力・信用確認書類	共通	工事主の資力及び信用に関する申告書	手引き	15
			資金計画書	省令	3
			預金残高証明書	-	
			資金借入又は融資証明書	-	
			宅地造成及び特定盛土等規制法に関する誓約書兼同意書	手引き	7
			暴力団等に該当しない旨の誓約書	手引き	8
		個人	前年度分の納税証明書 (所得税の納税証明書・県税の未納なし証明書の両方を添付)	-	
		法人	前年度分の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書(法人税の納税証明書・県税の未納なし証明書の両方を添付)	-	
8	工事施行者の能力を証する書類		工事施行者の能力に関する申告書	手引き	14
			手引き5-9に示す必要書類	-	
			[留意事項] 許可申請までに工事施行者が未定の場合は許可申請書に「未定」の旨及び決定時期を記入	-	

審査項目	チェック	概要	様式
9 土石の崩壊防止措置の設計書 ※堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合		構台等の設計書	-
		周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画	-
		堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	-
10 土砂流出防止措置の設計書 ※土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止するための措置を講ずる場合		鋼矢板の設計書	-
		土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画	-
		土石の傾斜部の安定化に関する計画	-
11 土量計算書		土石の堆積土量を明示すること	-

■ 提出図面等に関する項目

図面等に明示する内容については、土石の堆積を行う土地の部分に生ずるものに限る

審査項目	チェック	概要
1 位置図		[明示すべき事項] ・方位 ・道路及び目標となる地物
		工事区域を赤線で囲み明示すること
2 地形図		[明示すべき事項] ・方位 ・工事区域 ・土地境界線 ・標高 ・等高線 ・自然崖 ・急傾斜崩壊危険区域 ・砂防指定地等
		等高線は2mの標高差を示すものとする
		工事区域を赤線で囲み明示すること
3 土地の平面図		[明示すべき事項] ・方位 ・土地境界線 ・土石の堆積を行う土地の部分 ・地盤高 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等） ・土砂の流出防止措置
		縦横断線を記入し、土地の断面図と照合できるように記号を付すこと
		接道となる道路の幅員を明示すること
		空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること
4 土地の断面図		[明示すべき事項] ・土石の堆積を行う土地の前後の地盤高 ・土地境界線 ・土石の堆積を行う土地の部分 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設（側溝等）
		高低差の著しい箇所について作成すること
		堆積する土石の高さ、堆積する土地(空地を含む)の勾配土羽等の位置を明示すること
		土地の平面図と照合できるように記号を明示すること

5	求積図		工事区域全域、土石の堆積を行う土地の部分の求積図を作成すること
---	-----	--	---------------------------------

実 務 経 験 証 明 書

年 月 日

証 明 者

被証明者との関係

以下の者は、実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

技術者の氏名		生年月日		使用された 期間	年 月から
使用者の商号 又は名称					年 月まで
部署名	実務経験の内容※			実務経験年数	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を 得ることができ ない場合はその 理由				合計	年 月

宅地造成及び特定盛土等規制法に関する誓約書兼同意書

私（当法人を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（当法人を含む。）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（知事が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分の違反をした者を含む。）
 - (3) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。
- 3 許可申請書に記入した情報及び土地の平面図について、鹿児島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第27条に規定する盛土規制法調書により公表することに同意します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 私（当法人を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の（1）から（4）のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所

※法人の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

(3) 法人であって、その役員の中に(2)に該当する者があるもの

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 設計者及び工事施行者について、暴力団等に該当する者がいないことを確認しました。

3 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

（申請者）

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

権利者一覧表（土地の権利者）

申請者 住所
氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

所在地 及び地番	地目	面積 (㎡)	権利の種別	権利者の住所氏名	同意の 有無	備考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

権利者一覧表（建築物その他の工作物の権利者）

申請者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

所在地 及び地番	工作物 の種類	工作物の形 状及び敷地 面積	権利の種別	権利者の住所氏名	同意の 有無	備 考

注

- 1 権利の種別欄は、所有権、抵当権等の別を記入すること。
- 2 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

工事施行同意書（土地の権利者）

申請者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私が権利を有する次の物件において、上記の者が行う工事について同意します。

所在地 及び地番	地目	面積 (㎡)	権利の種別	同意 年月日	権利者の住所氏名	印	備考

注

- 1 同一物件に権利者が2人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

工事施行同意書（建築物その他の工作物の権利者）

申請者 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私が権利を有する次の物件において、上記の者が行う工事について同意します。

所在地 及び地番	工作物 の種類	工作物の 形状及び 敷地面積	権利の 種別	同意 年月日	権利者の住所氏名	印	備考

注

- 1 同一物件に権利者が 2 人以上いる場合は、備考欄にその旨を記入すること。

周知措置報告書

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 11 条又は第 29 条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、次のとおり講じたことを報告します。

1	土地の所在地 及び地番	
2	周知措置の方法	1 説明会の開催 2 書面の配布 3 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
3	周知期間・ 説明会開催日時	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日 () 時 分から 時 分まで)
4	説明会開催場所	名 称 所 在 地
5	説明会参加者数 (配布戸数)	人 (戸)
6	配布範囲・ 掲示場所	
7	周知内容	
8	住民からの意見等	

※宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に該当する場合は、2 欄の周知措置の方法は「1 説明会の開催」に限る。

参考様式第 14

工 事 施 行 者 の 能 力 に 関 す る 申 告 書

鹿児島県知事 殿

工事施行者 住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 2 項第 3 号
第 30 条第 2 項第 3 号 } に規定する工事施行者の能力について次の

とおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円			
法令による登録等						
従 業 員 数 等	事 務	技 術	労 務	計		
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 千円		事業税 千円			
主たる取引金融機関						
工事管理者住所氏名						
技 術 者 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
盛 行 土 為 等 経 関 係	工事名	注文者	工事施行場所	面積	許認可番号年月日	着工及び完了年月日

注 法令による登録等の欄には、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。

工事主の資力及び信用に関する申告書

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 2 項第 2 号 }
{ 第 30 条第 2 項第 2 号 } に規定する工事主の資力及び信用について、

次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日	資本金	千円		
法令による登録等					
従 業 員 数 等					
前 年 度 事 業 費	千円	資産総額	千円		
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税	千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関					
役 員 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴その他

注 法令による登録等の欄には、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入し、免許等の写しを添付すること。

設計者の資格に関する申告書

鹿児島県知事 殿

設計者 住所
氏名

年 月 日生

宅地造成及び特定盛土等規制法^{第13条第2項}_{第31条第2項}に規定する設計資格について、次のとおり申告します。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第21条の講ずべきものとされる措置		<input type="checkbox"/> 高さが5 mを超える擁壁の設置 <input type="checkbox"/> 切土又は盛土をする土地の面積が1500 m ² を超える土地の排水施設			
宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条の該当資格		<input type="checkbox"/> 一号 <input type="checkbox"/> 二号 <input type="checkbox"/> 三号 <input type="checkbox"/> 四号 <input type="checkbox"/> 五号 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4			
学歴	学 校 名	学 部 学 科 名	卒業（中退）年月日	修 業 年 限	
			卒業 年 月 日 中退	年 箇月	
建に築よる法資格	資 格 内 容		取 得 年 月 日	登 録 又 は 合 格 番 号	
	<input type="checkbox"/> 技術士（部門） <input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> その他				
実務経歴	勤 務 先	職 務 内 容	在 職 期 間		
			年 月 ～ 年 月（年 月）		
			年 月 ～ 年 月（年 月）		
			年 月 ～ 年 月（年 月）		
			年 月 ～ 年 月（年 月）		
			年 月 ～ 年 月（年 月）		
設計経歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面 積	許 可 年 月 日 及 び 番 号

注

- 1 □印のある欄は、該当事項の□に×印を付け、該当資格の欄は該当事項を○で囲むこと。
- 2 学歴欄は、設計資格に関係のある最終学歴を記入すること。
- 3 実務経歴は、土木又は建築の技術に関するもの、設計経歴欄は、盛土等（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積）に関するものを記入すること。
- 4 建築士法等による資格の証明書、卒業証明書等を添付すること。
- 5 実務経歴については、実務経験証明書（参考様式第6）を添付すること。

委 任 状

住所

氏名

(TEL - -)

上記の者を私の代理人と定め、次の行為を委任します。

- 1 許可申請書の提出
- 2 関係機関との協議
- 3 許可通知書の受理
- 4 検査済証の受理

地名・地番	
工事面積	m ²

年 月 日

住所

申請者

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

注 工事面積欄には「盛土又は切土をする土地の面積」又は「土石の堆積を行う土地の面積」を記入すること。

地盤調査等に関する確約書

鹿児島県知事 殿

今般、私 _____ が鹿児島県 _____ で行う、宅地造成等に関する工事につきましては、下記理由により事前の地盤調査を行うことができません。

つきましては、擁壁工事に着手する前迄に地盤調査等を行い、当該許可申請書の擁壁設計において必要となる地盤の許容応力度や設計に用いた諸定数を確認し、知事に報告した上で施行するとともに、完了時には地質調査等の結果を完了検査申請書に添付することを確約致します。

地盤調査等の結果、地盤改良や擁壁構造の変更が必要となる場合は、知事と協議し、承認を得た上で工事施行するとともに、完了検査申請を行う前迄に変更許可の手続きを行います。

記

理由 _____

申請者 住所 _____
氏名 _____

設計者 住所 _____
氏名 _____

工事施行者 住所 _____
氏名 _____

注

- 1 許可申請時点で工事施行者が未定の場合は、工事施行者の欄は未記入でもよいが、工事着手前に工事施行者の確約書も提出すること。
- 2 申請者又は工事施行者が法人の場合にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 設計者が法人に属する場合にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名も記入すること。

令和 年 月 日

鹿児島県知事

殿

申請者 住所
氏名

工事施行者の能力に関する申告書について

令和 年 月 日付け指令監第 一 号で許可を受けた、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく工事について、下記のとおり工事施行者を定めたので工事施行者の能力に関する申告書を提出します。

記

工事施行者 住所
氏名

年 月 日

鹿児島県土木部監理課盛土対策室長 殿

申出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく設計者の資格確認申出書

私の有する、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22 条に基づく設計資格について、次のとおり申告しますので確認願います。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 22 条の該当資格		<input type="checkbox"/> 一号 <input type="checkbox"/> 二号 <input type="checkbox"/> 三号 <input type="checkbox"/> 四号 <input type="checkbox"/> 五号 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4		
学 歴	学 校 名	学 部 学 科 名	卒 業 (中 退) 年 月 日	修 業 年 限
			卒 業 年 月 日	年 箇 月
資 格 等	資 格 内 容		取 得 年 月 日	登 録 又 は 合 格 番 号
	<input type="checkbox"/> 技術士 (部門) <input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> その他			
実 務 経 歴	勤 務 先	職 務 内 容	在 職 期 間	
			年 月 ~ 年 月 (年 月) 年 月 ~ 年 月 (年 月) 年 月 ~ 年 月 (年 月)	

- 注 1 該当資格欄は、該当事項の□に×印を付けること。
 2 学歴欄は、設計資格に必要な学歴を記入し、卒業証明書等を添付すること。
 3 資格等による場合は、証明書等を添付すること。
 4 実務経歴欄は、土木又は建築の技術に関するものを記入し、勤務先等からの証明書を添付すること。

許可申請書取下届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項
第30条第1項 } に基づく許可申請書
を取り下げたいので届け出ます。

1 申請書受付年月日	年 月 日
2 申請者住所氏名	
3 土地の所在地及び地番	
4 土地の面積	平方メートル
5 取下理由	

8-10 許可申請書の記載例及び記入方法

8-10-1 様式第2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 ^① { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定により、許可を申請します。 ×年×月×日 鹿児島県知事 ×× ×× 殿 申請者 氏名 ^② 株式会社カゴシマケン 代表取締役 鹿児島 太郎		③ ※手数料欄 記入 しない			
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	鹿児島県霧島市隼人町小田××番地 株式会社カゴシマケン 代表取締役 鹿児島 太郎 (役員4名：暴力団等に該当しない旨の誓約書参照)			④	
2 設計者住所氏名	鹿児島県始良市宮島町××番地 株式会社アイラ設計事務所 代表取締役 加治木 三郎 設計者：蒲生 次郎 ○			⑤	
3 工事施行者住所氏名	鹿児島県霧島市国分野口××番地 株式会社キリシマ建設 代表取締役 日当山 四郎			⑥	
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	鹿児島県霧島市溝辺町麓××番地 外●筆 (緯度：31度××分××秒×、経度：130度××分××秒×)			⑦	
5 土地の面積	750.00 平方メートル			⑧	
6 工事着手前の土地利用状況	空き地			⑨	
7 工事完了後の土地利用	建築物(工業・事業用地)				
8 盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			⑩	
9 土地の地形	溪流等への該当 有・無			⑪	
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	5.00 メートル		⑫	
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	450.00 平方メートル		⑬	
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	1,000.00 立方メートル		⑭
		切土	10,000 立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
		1	RC造L型	5メートル	10メートル
2		間知石練積造	2メートル	10メートル	
ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
	1	大型かご枠工	2メートル	20メートル	

へ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
	1	U型側溝	○×○センチメートル	20.5メートル	
	2	集水桝	○×○センチメートル	3箇所	⑰
	3	雨水桝	○×○センチメートル	3箇所	
	ト 崖面の保護の方法	擁壁及び大型かご砕工の設置			⑱
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法	芝張 崖とは反対方向に排水勾配を設定			⑲
	リ 工事中の危害防止のための措置	工事区域をフェンスで囲う			⑳
	ヌ その他の措置	なし			㉑
ル 工事着手予定年月日	×年×月×日			㉒	
ヲ 工事完了予定年月日	×年×月×日				
ワ 工程の概要	○月 擁壁工、○月 盛土工			㉓	
11 その他必要な事項	○○法○条の許可を取得済み			㉔	
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件		※許可番号欄	
年 月 日	記入しない			年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	
〔注意〕					
1 ※印のある欄は記入しないでください。					
2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。					
3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。					
4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。					
5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。					
6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。					
7 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。					
8 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。					
9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

記入方法

- ①【第12条第1項又は第30条第1項】該当しない条文番号を抹消してください。

法条文番号	内容
第12条第1項	宅地造成等工事規制区域内において行われる工事
第30条第1項	特定盛土等規制区域内において行われる工事

- ②【申請者】工事主が申請者となります。（工事主とは、工事の請負契約の注文者又は自ら工事をする者となります。）法人であるときは、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ③【手数料】記入は不要です。
申請の際には、盛土又は切土をする土地の面積に応じた手数料が必要となります。
- ④【工事主住所氏名】工事主が法人であるときは、工事主の住所氏名のほか、法人役員の住所氏名を記入してください。（役員が複数名の場合は、記載例のとおり。）
- ⑤【設計者住所氏名】
設計者が法人に所属する場合には、その法人の住所名称も記入してください。
また、申請内容に、以下の「資格を有する者の設計によらなければならない工事」を含むときは、氏名の横に○印を付してください。

資格を有する者の設計によらなければならない工事
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが5メートルを超える擁壁の設置 ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1、500 m²を超える土地における排水施設の設置

- ⑥【工事施行者住所氏名】工事施行者が申請時点で確定せず未定とする場合は「未定」と記入し、工事着手までに工事施行者の能力を証する書類を提出し、工事施行能力に係る審査を受けてください。
- ⑦【土地の所在地及び地番】土地の登記事項証明書に記載された所在・地番を記入してください。
なお、工事区域が2筆以上の場合は、「外●筆」と記載してください。
また、緯度経度については、盛土・切土の高さが最大となる箇所を代表地点とし、緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。

- ⑧【土地の面積】「4 土地の所在地及び地番」欄の土地の総面積（実測による）を記入。
ただし、地積調査が完了している等、当該土地の境界及び面積が確定している場合は、土地の登記事項証明書に記載された面積の記入に代えることも可能です。小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで記入してください。
- ⑨【工事着手前の土地利用状況・工事完了後の土地利用】具体的な土地の利用状況を記載してください。

工事完了後の土地利用については、以下の①～⑩から該当する内容を記入してください。

「⑩その他」の場合は、具体的な内容を合わせて記入してください。

工事完了後の土地利用
①建築物（住家）、②建築物（工業・事業用地）、③太陽光発電設備、④レジャー施設（建築物を伴わない）、⑤資材等置き場、⑥駐車場・駐輪場、⑦農地（田畑）・採草放牧地、⑧農業用施設（畜舎、温室、用排水路等）、⑨残土処分場、⑩その他（上記に含まれないもの）

- ⑩【盛土のタイプ】複数の盛土タイプに該当する場合には、全て選択してください。切土のみの場合には記載不要です。タイプの定義は下記のとおりとなります。
- (1) 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土
 - (2) 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土
 - (3) 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
- ⑪【土地の地形】盛土・切土を行う土地が、「溪流等」の範囲に含まれる場合は「有」に○印を付してください。溪流等とは、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずる恐れが特に大きいものです。具体的には、地形図等を用いて判読された溪床勾配 10 度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が、25m以内の範囲を基本とします。

- ⑫【盛土又は切土の高さ】盛土・切土の最大の箇所の高さを記載してください。
 (許可対象規模判定高さ)
 小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで記入してください。

高さの考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の最下端から最上端まで又は切土の最下端から最上端までの高さ ・盛土と切土を同時に行う場合は、両方を含めた最下端から最上端までの高さ

- ⑬【盛土又は切土をする土地の面積】実際に盛土又は切土をする全ての土地の面積の計を記載してください。小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで記入してください。(許可対象規模判定面積及び手数料算定面積。面積は盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50センチメートル以下となる箇所も含みます。)
- ⑭【盛土又は切土の土量】盛土又は切土をする土量の合計を記載してください。小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで記入してください。(土量は盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50センチメートル以下となる箇所も含みます。)
- ⑮【擁壁】設置する擁壁全てを記入してください。
 同一の擁壁が複数箇所にある場合はまとめて記入し、数が多い場合は別紙としてください。
 ・「番号」欄：平面図と照合できる番号を記入。
 ・「構造」欄：擁壁の構造タイプを記入。
 ・「高さ」欄：擁壁の地上高を記入し、高さが順次変化する場合は最小～最大高さの範囲で記入。
 ・「延長」欄：擁壁の施行延長を記入。
- ⑯【崖面崩壊防止施設】設置する崖面崩壊防止施設全てを記入してください。
 同一の崖面崩壊防止施設が複数箇所にある場合はまとめて記入し、数が多い場合は別紙としてください。
 ・「番号」欄には、平面図と照合できる番号を記入。
 ・「種類」欄には、崖面崩壊防止施設の種類を記入。
 ・「高さ」欄には、崖面崩壊防止施設の全高を記入し、高さが順次変化する場合は、最小～最大高さの範囲で記入。
 ・「延長」欄には、崖面崩壊防止施設の施行延長を記入。
- ⑰【排水施設】設置する排水施設全てを記入してください。
 同一の排水施設が複数箇所にある場合はまとめて記入し、数が多い場合は別紙としてください。
 ・「番号」欄には、排水計画平面図と照合できる番号を記入。
 ・「種類」欄には、排水施設の種類を記入。
 ・「内法寸法」欄には、工場製品の場合は呼び名を記入。
 ・「延長」欄には、排水施設の施行延長又は設置個数を記入。
- ⑱【崖面の保護の方法】擁壁、崖面崩壊防止施設の設置について記載してください。
 (擁壁、崖面崩壊防止施設の設置によらない場合は、法面保護工について記載。)
- ⑲【崖面以外の地表面の保護の方法】盛土又は切土によって生じる崖面以外の地表面の保護方法について記載してください。(法面保護工、勾配設置など)
- ⑳【工事中の危害防止のための措置】工事中の危害防止のための措置について記入してください。
 (例「工事区域をフェンスで囲う」、「土嚢等で土砂の流出を抑える」等)
- ㉑【その他の措置】他の欄に記載しているものの他、特筆すべき措置を実施する場合は記載してください。
- ㉒【工事着手予定年月日】年月日の記入又は許可取得後速やかに工事に着手する場合は、「許可の日の翌日」又は許可日より相当期間をおいた予定日を記入してください。(例「許可の日より10日以内」)
- ㉓【工程の概要】工種が多い場合は、「別紙工程表のとおり」と記入してください。
- ㉔【その他必要な事項】宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

8-10-2 様式第4号 土石の堆積に関する工事の許可申請書

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

<p>宅地造成及び特定盛土等規制法 ^① {第12条第1項} {第80条第1項} の規定により、許可を申請します。</p> <p>×年×月×日</p> <p>鹿児島県知事 ×× ×× 殿 ^②</p> <p>申請者 氏名 株式会社カゴシマケン</p> <p>代表取締役 鹿児島 太郎</p>		<p>③ ※手数料欄</p> <p>記入 しない</p>							
1	<p>工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)</p> <p>鹿児島県霧島市隼人町小田××番地 株式会社カゴシマケン 代表取締役 鹿児島 太郎 (役員4名：暴力団等に該当しない旨の誓約書参照)</p>	④							
2	<p>設計者住所氏名</p> <p>鹿児島県始良市宮島町××番地 株式会社アイラ設計事務所 代表取締役 加治木 三郎 設計者：蒲生 次郎</p>	⑤							
3	<p>工事施行者住所氏名</p> <p>鹿児島県霧島市国分野口××番地 株式会社キリシマ建設 代表取締役 日当山 四郎</p>	⑥							
4	<p>土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)</p> <p>鹿児島県霧島市溝辺町麓××番地 外●筆 (緯度：31度××分××秒×、経度：130××分××秒×)</p>	⑦							
5	<p>土地の面積</p> <p>1,000.00 平方メートル</p>	⑧							
6	<p>工事の目的</p> <p>ストックヤード</p>	⑨							
7 工 事 の 概 要	<p>イ 土石の堆積の最大堆積高さ</p> <p>3.00 メートル</p>	⑩							
	<p>ロ 土石の堆積を行う土地の面積</p> <p>500.00 平方メートル</p>	⑪							
	<p>ハ 土石の堆積の最大堆積土量</p> <p>1,200.00 立方メートル</p>	⑫							
	<p>ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配</p> <p>3/10</p>	⑬							
	<p>ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置</p> <p>構台を設置</p>	⑭							
	<p>ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置</p> <p>・砂質土の敷き均し及び締固め ・浅層混合改良</p>	⑮							
	<p>ト 空地の設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>空地の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	空地の幅	1	4メートル	2	6メートル		
番号	空地の幅								
1	4メートル								
2	6メートル								
チ	<p>雨水その他の地表水を有効に排除する措置</p> <p>空地の外側に側溝を設置</p>	⑰							

リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼矢板を設置(番号①、高さ3m、延長5m) ・堆積した土石を防水シートで被覆 			⑱
ヌ 工事中の危害防止のための措置	工事区域をフェンスで囲う			⑲
ル その他の措置	なし			⑳
ヲ 工事着手予定年月日	×年×月×日			㉑
ワ 工事完了予定年月日	×年×月×日			
カ 工程の概要	○月 構台設置工、○月 盛土工			㉒
8 その他必要な事項	○○法○条の許可を取得済み			㉓
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄	
年 月 日	記入しない		年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 				

記入方法

- ①【第12条第1項又は第30条第1項】該当しない条文番号を抹消してください。

法条文番号	内容
第12条第1項	宅地造成等工事規制区域内において行われる工事
第30条第1項	特定盛土等規制区域内において行われる工事

- ②【申請者】工事主が申請者となります。（工事主とは、工事の請負契約の注文者又は自ら工事をする者となります。）法人であるときは、法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- ③【手数料】記入は不要です。
申請の際には、土石の堆積を行う土地の面積に応じた手数料が必要となります。
- ④【工事主住所氏名】工事主が法人であるときは、工事主の住所氏名のほか、法人役員の住所氏名を記入してください。（役員が複数名の場合は、記載例のとおり。）
- ⑤【設計者住所氏名】
設計者が法人に所属する場合には、その法人の住所名称も記入してください。
- ⑥【工事施行者住所氏名】工事施行者が申請時点で確定せず未定とする場合は「未定」と記入し、工事着手までに工事施行者の能力を証する書類を提出し、工事施行能力に係る審査を受けてください。
- ⑦【土地の所在地及び地番】土地の登記事項証明書に記載された所在・地番を記入してください。
なお、工事区域が2筆以上の場合は、「外●筆」と記載してください。
また、緯度経度については、土石の堆積の高さが最大となる箇所を代表地点とし、緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。

- ⑧【土地の面積】「4 土地の所在地及び地番」欄の土地の総面積（実測による）を記入。
ただし、地積調査が完了している等、当該土地の境界及び面積が確定している場合は、土地の登記事項証明書に記載された面積の記入に代えることも可能です。

- ⑨【工事の目的】以下の①～⑤から該当する内容を記入してください。

工事の目的
①ストックヤード、②処理済み廃棄物、③土石が製品になる工場、 ④工事に付随する土石の堆積、⑤その他（上記に含まれないもの）

「④工事に付随する土石の堆積」の場合には、その工事名と工事期間について合わせて記入してください。（例）〇〇〇〇建設工事に伴う土石の堆積 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日
また、「⑤その他」の場合は、具体的な内容を合わせて記入してください。

- ⑩【土石の堆積の最大堆積高さ】実際に土石の堆積を行う最大の高さ（計画における最大値）を記載してください。（許可対象規模判定高さ）
小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで記入してください。
- ⑪【土石の堆積を行う土地の面積】実際に土石の堆積を行う部分の総面積（計画における最大値）を記載してください。（許可対象規模判定面積及び手数料算定面積。面積は堆積する前後の地盤面の標高の差が50センチメートル以下となる箇所も含みます。）
小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで記入してください。
- ⑫【土石の堆積の最大堆積土量】実際に土石の堆積を行う最大の土量を記載してください。
（土量は堆積する前後の地盤面の標高の差が50センチメートル以下となる箇所も含みます。）
小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで記入してください。
- ⑬【土石の堆積を行う最大勾配】分子を1とする分数又は百分率（%）で記入してください。
（例：「1/20」、「10%」など）
- ⑭【勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置】原地盤の勾配が1/10を超える箇所への構台等の設置について記載してください。

⑮【土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置】地表水等による地盤の緩み等が生じるおそれがある場合は、実施する地盤改良等の措置を記載してください。

⑯【空地の設置】平面図等で位置を確認できるよう番号を付し記載してください。数が多い場合には別紙としてください。

堆積する土石の最大高さ(H)	空地の幅	備考
5 m以下	H超	空地を設けることができない場合は、⑰の措置の記載が必要。
5 m超	2 H超	

⑰【雨水その他の地表水を有効に排除する措置】地表水を適切に排除するための側溝の設置等について記載してください。

⑱【堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置】必要な空地を設けることや立入り防止措置を講ずるできない箇所に実施する鋼矢板の設置等の措置について記載してください。鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等について平面図等で位置を確認できるようそれぞれ番号を付し、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。

⑲【工事中の危害防止のための措置】工事中の危害防止のための措置について記入してください。
(例「工事区域をフェンスで囲う」、「土嚢等で土砂の流出を抑える」等)

⑳【その他の措置】他の欄に記載しているものの他、特筆すべき措置を実施する場合は記載してください。

㉑【工事完了予定年月日】年月日の記入又は許可取得後速やかに工事に着手する場合は、「許可の日の翌日」又は許可日より相当期間をおいた予定日を記入してください。(例「許可の日より10日以内」)

工事着手予定年月日から5年間を超える土石の堆積は認められません。

(例) 工事着手・完了予定年月日を許可取得日の次の日とした場合

	記載例	許可取得日が 令和7年5月26日の場合
工事着手予定年月日	許可取得日の次の日	令和7年5月27日
工事完了予定年月日	許可取得日の次の日から5年	令和12年5月26日

㉒【工程の概要】工種が多い場合は、「別紙工程表のとおり」と記入してください。

㉓【その他必要な事項】土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合のみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください